

日本赤十字社の経営研究(2) ——赤十字運動の誕生——

森 田 正 隆

1. はじめに

1-1. 本稿の位置づけ

本稿は、「日本赤十字社の経営研究」の第 2 部である。第 1 部（森田，2023）では、コミュニティ志向型組織である赤十字を記述分析の対象として取り上げ、コミュニティ・ソリューションに貢献しうる「人道支援を目的とした非営利の協同組織」とはいかなる条件を備えたものであるのかについて、検討をおこなうことを研究全体の目的として設定した。そして、具体的には日本赤十字社（以下では日赤と略す場合あり）を事例研究の対象として選定し、第 2 部以降で歴史的ならびに経営的な記述分析をおこなっていくことにした。

また、第 1 部では、分析の枠組みとして、コミュニティ志向型組織に不可欠な要素である「共同 (Community)・協同 (Cooperation)・協働 (Collaboration)・教導 (Communication)」からなる「4 つの“きょうどう” (4C)」を採用し、これに基づいて第 2 部以降の記述と分析をおこなっていくこととした。

1-2. 本稿の構成

本稿では、日本赤十字社の理念や存立の基盤と言える「赤十字運動（国際赤十字）」の誕生経緯に焦点を当てて記述と分析をおこなう。とくに「運動 (Movement)」であるとともに世界最大規模の協同組織でもある赤十字の原点や本質について明らかにするための議論をおこなう。

まず本節では、本稿の位置づけと全体の構成について確認をおこなった。第 2 節では、赤十字運動の成立経緯に関する記述をおこなう。第 3 節では、「4 つの“きょうどう”」の枠組みに従って前節で記述した事例の分析と議論をおこなう。最後に第 4 節では、本稿での記述と議論によって得られた結果をまとめるとともに、今後の研究の展開について述べる。

2. 事例の記述

2-1. 創始者アンリー・デュナンの生い立ち

2-1-1. 質素で禁欲的なカルヴァン派プロテスタントの家に生まれる

赤十字の創始者はスイス人実業家のアンリー・

デュナン（Jean-Henri Dunant, 1828年5月8日 - 1910年10月30日）である。母方の祖父アンリー（Henri）にちなんで名付けられたが、青年期に自ら末尾のIをYに代えてHenryと名乗るようになった。よって、現在赤十字では彼の名前を、アンリー・デュナン（Henry Dunant）という表記で統一している¹。

デュナンはスイスのジュネーブで生まれた。彼の生家は、ジュネーブ出身の宗教改革者に端を発するキリスト教カルヴァン派セカンド・デイ・アドベンティスト教会の会員であった。カルヴァン派では、信者に対して「世俗職業を天職とみなして励むこと」、「生活は質素で禁欲的であること」、「隣人愛を実践すること」を説いていた²。

カルヴァン主義が採用した予定説では、神は人間の行為や意思に一切左右されることはない。神が救済し、復活できる人間はすでに決まっている。その恐ろしい無力感から逃れるために人々は、自らが神によってすでに救われている人間であることを必死になって証明しようと努力するようになった。そのため、神の御心にかなう善行に邁進した。一切の欲望や贅沢や浪費を禁ずるとともに、世俗職業を天職とみなして努力をそれに傾けた。また、隣人愛を実践する行動も信仰の証であるから、信者はそれを重要視した。日常生活の全てを信仰と労働に捧げる「世俗社会の修道院化」でもあった³。

由緒ある旧家出身の父親ジャン＝ジャック・デュナンはジュネーブ区裁判所判事やスイス連邦政府の代議員を務めた名士であるとともに実業家でもあった。デュナン家は裕福であり恵まれていたが、父は息子に教養と洗練された気品と世界に

関する博識を身につけさせるとともに、天職を通して公共に奉仕せよとする厳格で禁欲的なプロテスタントの教育を授けた⁴。

2-1-2. 社会的弱者を支援するボランティア活動に積極的に関わる

母親アンヌ・アントワネットはカルヴァン主義への信仰が厚く慈悲深い性格であった。彼女の父は病院や児童福祉施設を経営しており、彼女自身も慈善事業に携わっていた。息子に多大な影響を与えた母は、「不幸な人々、身分の低い人々、抑圧された人々、社会から見捨てられた人々への深い同情心」をデュナンの内面に芽生えさせた。デュナンは敬虔なプロテスタントである両親や親族の影響を受けながら、人道的・中立的・奉仕的精神を育みつつ、社会的弱者に対する同情心や愛情を自然に体得していった⁵。

デュナンは18歳になると、社会的に恵まれない人々への援助に積極的に携わるようになった。刑務所の受刑者に対する奉仕活動を行うとともに、ジュネーブにおけるキリスト教青年会（ヤング・メンズ・クリスチャン・アソシエーション：YMCA）の設立では中心的な役割を担い熱心に活動した。デュナンはボランティア活動に従事しながら、不幸な人、惨めな人、圧迫されている人々に対する関心と思いやりを育てていった。デュナンはそれを次のように述懐している⁶。

18歳のときから、私は自分の余暇を、貧しい人々、身体の不自由な人々、死の淵にいる人々を訪ねて、その支援と慰安のために費やしていた。20歳のときには、日曜日の午後にはジュネーブの刑務所に服役している囚人たちを前に、旅行や歴史や初等科学の本を読み聞かせていた。つまり、戦争での負傷者た

ちと関わるずっと以前から、平時に、社会で不幸に打ちのめされた犠牲者たちへの世話を、私は始めていたのである⁷。

2-2. 国民国家の成立と近代戦争における非人道的な状況

2-2-1. 国民国家の成立と悲惨な戦場に駆り出される民衆たち

デュナンが生まれた時代のヨーロッパでは、ほとんどの国が君主制国家であった。君主の力は依然として非常に大きかったものの、19世紀になると「専制君主」はやがて、憲法を制定してそれに従う「立憲君主」へと自ら変容していった。さらには、ナショナリズムの機運も高まり、王や大公といった君主の束縛から独立して国民中心の連邦国家や統一民族国家を興す動きが強まっていった⁸。

近世以前の戦争では、皇帝や王といった君主に直属の家臣団あるいは傭兵などが軍人や兵士となって戦地に向かっていた。普通の国民にとって戦争とりわけ戦闘などというものは、自分自身が巻き添えを食わない限りにおいては、どこか遠くの他人事にすぎないものであった⁹。

しかし、国民国家の成立により、貴族や職業軍人だけでなく一般の国民自身が徴兵制度によって戦場に駆り出されるようになった。産業革命の進展に伴い機械化されたり爆発力を高めたりした新鋭の殺戮兵器が次々に投入されることによって軍隊の戦闘力は飛躍的に高まったが、一方で戦場での傷病者に対する救護や看護に関わる制度や活動は旧態依然とした貧弱なまま取り残されていた¹⁰。

その結果、医療や救命の態勢が整っていないまま残酷な近代兵器の前に晒されることになった国民軍隊の兵士たちは戦場において歴史上かつてないほどの悲惨な状態に置かれることとなった。自分の家族を戦場に送り出していた国民はその恐る

べき事実を戦地からの報道で知るや否や、非常に強い衝撃を受けることとなった。戦争はもはや他人事ではなく、「我が事」に他ならなかった¹¹。

2-2-2. ナイチンゲールの戦地での看護活動が脚光を浴びる

1854年、イギリスとフランスがトルコを支援する形でロシアと交戦に入ったクリミア戦争に、英国戦時大臣の命によって派遣された看護師フローレンス・ナイチンゲールは、戦地での救護や看護の活動に従事した。英国軍が戦地に設置した野戦病院では、ネズミが這いまわるような汚い床に兵士がそのまま横たえられており、戦傷そのものよりも不衛生な院内環境が引き起こす感染症が多数の兵士の命を奪っていた。ナイチンゲールの「死の床に横たわる兵士にベッドすら準備できない英国は恥じ入るべき」という祖国に対する訴えはヴィクトリア女王の心も動かした。軍部による改ざんやもみ消しを恐れた女王は、ナイチンゲールからの報告は直接自身に届けるよう命じた¹²。

貴族ではないものの郷紳 (gentry) という裕福な上流階級出身であるナイチンゲールの献身的な奉仕精神や周囲の無理解や妨害を乗り越えながらの忍耐強い科学的かつ建設的な活動に対して、ヨーロッパ各国から脚光が当てられたのはちょうどその頃であった。急速に凄惨さを増してゆく近代戦争における救護活動というものが、前例のない手探りの状況に置かれていたということを示している¹³。

デュナンはこの当時からナイチンゲールの活動と報告に対して人道的な観点から関心を有していた。後日、備忘録の中でデュナンは次のように書き記している。「私はイタリア統一戦争の前から既に負傷した兵隊に関する人道問題について大きな関心を持っていた。戦争中および戦争後に、こ

の人たちがどんな気の毒な状態に置かれていたかをよく知っている。クリミア戦争のときの状態についてのナイチンゲール女子の記録に私は注目していた」。また、後述する自著『ソルフェリーノの思い出』の中でも以下のように一節を割いてナイチンゲールの活動を高く評価している¹⁴。

フローレンス・ナイチンゲール嬢は、英国の諸病院やヨーロッパ大陸の主要な慈善施設を視察し、富裕な静穏な生活を捨てて善に身をささげていたが、英国の陸軍大臣シドニー・ハーバート卿から、近東にいるイギリス軍の看護に行ってもらえまいかという緊急の呼びかけを受けた。有名なナイチンゲール嬢は、この立派な仕事が女王の御心にも共感を呼び起していることを知り、ためらうことなくこれに着手し、1854年11月にイギリス婦人37人といっしょにコンスタンチノーブルとスタタリに向かって出発し、一同は到着と同時に、インケルマン地方にいた多数の負傷兵を看護した。1855年になると、スタンレー嬢が新たに50人の同僚をつれて参加したので、ナイチンゲール嬢はバラクラヴァアに行き、同地の諸病院を監督することができた。この長い崇高な犠牲のあいだ苦しむ人類に対する彼女の火のような愛情が、彼女にどんなことを行なわせたかは、みな知っている¹⁵。

2-3. イタリア統一戦争における戦傷者救護活動

2-3-1. ナポレオン3世への直訴のために戦場へ向かう

デュナンは、21歳でジュネーブの銀行「ポール・エラン・エ・ソーテ」に入り、25歳になると銀行から北アフリカのアルジェリアへと派遣され、現地で製粉会社の設立事業に従事した。デュナン

は北アフリカに対する関心を深め、チュニジアにまで足を伸ばし民俗学者として著述を出したり、アラビア語を習得したりするなど、異教であるイスラム教に対しても深い敬意を持つようになっていった¹⁶。

デュナンは30歳の頃には銀行を辞め、アルジェリアで自ら製粉会社「ムーラン・ド・モン・ジェミラ」を興した。小麦の栽培から始め製粉や製パンまでを手がけることで、貧しく生活の厳しいアルジェリアの人々の口にパンという食料を届けようという志に基づくものであった¹⁷。

しかし、土地と水利権の取得についてフランス植民地行政府の許可が降りなかった。パリに赴いてさまざまな高官に陳情を試みたが、全て不発に終わった。万事窮したデュナンは自ら設立に関わったジュネーブ地理学会で面識を得ていたスイス史上初の将軍であるとともに分離同盟戦争を勝利に導いたことで国の英雄でもあったデュフル将軍にナポレオン3世への橋渡しを依頼した。デュナンは、ナポレオン3世に直訴と陳情を行うために戦場へと向かった¹⁸。

2-3-2. 19世紀最大の悲劇「ソルフェリーノの戦い」

1859年6月24日、イタリア北部ソルフェリーノではイタリア統一戦争最大の激戦とも呼ばれる戦闘が行われていた。19世紀最大の悲劇とも称される「ソルフェリーノの戦い」である¹⁹。

ナポレオン3世の指揮するフランス軍はオーストリア帝国からの独立を求めるサルジェニア王国軍を支援して総計15万人・砲門数400の連合軍を組織し、兵数17万人・砲門数500のオーストリア軍とソルフェリーノ近辺の地で交戦に入った²⁰。

未明3時に始まった戦闘は夜明けを過ぎて本格的な大激戦となったが、やがて午後になるとオーストリア軍の敗色が濃厚となってい

リア皇帝も敗走した日没後には連合軍側の勝利が確定した。わずか一日足らずの戦闘にも関わらず、双方合わせて6千人の死者と4万人の負傷者が出た。負傷した兵士たちは助けを求めて近くのカステイリオーネに向かい、夕刻までに9千人近くの夥しい負傷兵たちが村にたどり着いた。村人たちは民家などに彼らを収容し献身的に看護した²¹。

2-3-3. デュナンが戦場で見た地獄絵図

ナポレオン3世への陳情のためにやってきたデュナンはその途上、まさに激戦の翌日にカステイリオーネに辿り着いたのであった。彼が現地教会で目撃したのはまさに地獄絵図としか言いようがない惨状であった。動くことすらできず横たわったまま放置されている多数の兵士、うめき声や苦痛の叫びを上げ続ける負傷者たち、彼らにたかるハエの群れ、そして排泄物と壊疽から漂う胸を突くような悪臭……²²。

この悲惨な光景を目の当たりにしたデュナンは我を忘れて負傷者の看護や救援活動に加わった。周囲の人たちに助言や指示を与えながら三日三晩不眠不休で介護や救護にあたったデュナンは、その場においても国籍による差別や区別を一切しなかった²³。

過去の戦争でも戦場における負傷者の救護や看護は行われていたが、それはもっぱら味方の兵士を救うためであり、デュナンのような敵味方の区別なく等しく救おうという考え方は珍しかった。その時の自身の行動と周囲の反応をデュナンは次のように綴っている²⁴。

カステイリオーネの婦人たちは、私が国籍の差別をまったくしないのを見て、これにならない、こんなに出身地がいろいろであり、彼女たちにとってはみな異国人である兵たち全

部に同じ親切を見せるのである。「みんな兄弟です (Tutti Fratteri)」と彼女たちは感動をこめてくりかえすのであった。この憐れみぶかい婦人たちは、あのカステイリオーネの乙女たちに誉れあれ。彼女たちを失望させ、あきさせ、勇気を失わせる何ものもなく、その慎みぶかい献身は、疲労も不快も犠牲も心にかけてようとはしなかったのである²⁵。

また、デュナンはこの時に感じた己の無力さと辛さ、そして人々の命を救い苦痛を和らげてあげたいという人間の本能から突き上げてくる強い願いについて、以下のように書き表している。

このように異常な厳粛な場合に自分の力がまるで足りないと、言いようもない苦しみを覚えるものである。特に、こちらで止められ、あちらで頼まれ、一歩ごとに多くの不幸な人々が私の目の前にひしめき、とりすがってくるのに邪魔されたりして、行きたいと思う場所に行く前に長い時間が経ってしまい、目に見えている人を助けることも、自分を探し求めて訴えている人の所へ行ってやることもできないのは本当につらい。さらに、やさしい言葉ひとつ、慰めの言葉ひとつかけてもらえず、激しいのどの渇きをなおすための一杯の水さえもなく死んで行く人がたくさん左手にいるのに、なぜ右の方へ行かなければならないのであろう。人の命は尊いものであるという道義的な考え、こんなに多くの不幸な人たちの苦痛を少しでも軽くし、くじけた元氣を引きたててやろうという願い、このような瞬間に、なさずにはいられない、やむにやまれない不断の活動が新しい最高の力を与え、この力ができるだけ多くの人を救おうという

文字どおりの強い願いを作り出す²⁶。

2-4. 『ソルフェリーノの思い出』の出版

2-4-1. カスティリオーネでの恐ろしい記憶を世に伝えるべきだという衝動

結局、ナポレオン 3 世への謁見も陳情も実現することなくパリに戻ったデュナンは、諦めきれずにさまざまな省庁への陳情を繰り返したが、たらい回しにされているうちに 2 年が過ぎようとしていた。その間もカスティリオーネでの恐ろしい記憶は薄れることはなく、自分には何かしなければならぬことがあるのだという衝動には耐え難いものがあった。自分が経験したあの恐ろしい衝撃を誰かと分かち合いたいというデュナンの衝動は限界に達し、ジュネーブの自室で一冊の本を書き上げた²⁷。

1862 年 11 月、『ソルフェリーノの思い出』というタイトルをつけたその本を約 1,600 部刷り自費出版するとともに、各国有力者の手に届くよう手配した。反響は大きく、すぐに増刷が必要となり、その 3 ヶ月後にはさらに 3,000 部が印刷された。各国の王室、軍関係の高官、有力新聞の編集部など、当時のヨーロッパで影響力のあった人物たちの机の上には必ずこの本が置かれていると言われるほどの注目ぶりであった²⁸。

2-4-2. 『ソルフェリーノの思い出』に戦場の悲惨な状況を克明に描く

本の中では戦場における負傷兵たちの悲惨な状況が生々しく描写されていた。「戦傷者から流れ出る血で黒ずみ固まっていく地面、銃器、背囊、兵士の軍服が切れ切れになって散乱し、切断された人体の一部、骨の破片でまみれている戦場」、「死んだ兵士の顔は苦痛の表情のまま硬直し、渴きを癒すため水を求めて地面を這いまわる負傷兵た

ち、死体から金目の物品を剥ぎ取るロンバルディアの農民たち」²⁹。

以下、『ソルフェリーノの思い出』の本文に記されている執拗なまでに克明な戦場についての記述から抜粋して引用する。この本が単なるヒロイックな戦記物などではなく、近代戦争において兵士たちが置かれた史上稀に見るような悲惨な状況を各国の指導者や市民たちに対して胸に突き刺さるような強い衝撃を持って自分事として受け止めてもらうために書かれたものであると言う事実を改めて強く明示しておくためである³⁰。

兵はたがいに踏みたおし、血みどろの死体の上で殺し合い、銃尾で殴り合い、ともに頭の骨を砕き、軍刀や銃剣で腹を裂き合う。まさに大量殺戮の場であり、血に狂い血に酔った猛獣の闘争である。負傷者さえも息の根の止まるまで抵抗し、もう武器を持たない者は敵の喉をつかんで歯で食い裂く³¹。

戦いのときには、黒い旗を高い所に掲げておけば、通常はこれが戦いに参加している部隊の負傷兵を手当する場所や野戦病院を示すことになっていて、互いに暗黙の了解でこの旗の方角には射撃をしないことになっていた。しかし、時には砲弾が落下して、主計や看護兵や、パン、ぶどう酒、病人用のスープを作るための肉を積んだ食糧車をも許さない³²。

25 日の太陽は、およそ想像しうるかぎりの最も醜怪な光景を照らし出した。戦場はどこもかしこも人と馬の死体に覆われ、街道も溝も窪地も藪も草原も死体が散乱し、ソルフェリーノの付近は文字どおり死体だらけである。畑は荒らされ、麦もとうもろこしも倒

され、垣根はひっくりかえされ、果樹園はめっちゃめっちゃにされ、行けども行けども血のたまりがある³³。

哀れな負傷兵たちは色青ざめ疲れはてている。とくに重傷で、手足をもぎ取られた者たちはうつろなまなごしをし、人のいうことも分からぬようで、きよろきよろした口を助けに来た人に向ける。虚脱していると見える人々も苦痛を感じていないのではない。他の者は落ち着いていられず、神経の激動とけいれんに取り乱している。またある者は、傷が大きく口をあいて炎症がもう起っており、あまりの苦痛から「殺してくれ」と叫び、断末魔の苦痛に顔を歪めてのたうちまわっている³⁴。

弾丸や砲弾の破片にあたって倒れたばかりか、なおその上に砲車のわだちにかけられて手足を砕かれた不幸な人々がいる。円柱形の弾丸が当たると、骨はあらゆる方向に破裂するので、そのためにできる傷は非常に重いことが多い。砲弾の破片や円すい弾もまた非常に痛い骨折と、多くの場合には恐ろしい内部傷害をおこす。あらゆる種類の大小の骨、服や装具や靴の切れ端、土、鉛の破片が負傷兵の傷をやっかいなものにし、痛みを起すことが多く、その苦しみを倍加する³⁵。

背囊はからっぽで、何もかも夜の間に奪われていた。シャツも服も汚れて泥まみれになったり、すり切れてちぎれている気の毒な軍人たちにとって、今度の損害はひどいことだった。かれらは持ち物も、とほしい全財産であるささやかな金も、その上に家族や故郷を思い出させる大切な品々や、母や姉妹や婚

約者からもらった形見の品々もとられてしまったのである³⁶。

数か所では、泥棒どもが死んだ人の持物をはぎ取るが、かれらはまだ生きている不幸な負傷者でさえも容赦するとは限らない。ロンバルディアの農民たちはとくに靴をほしがり、死体のふくれた足から乱暴にもぎ取る³⁷。

死人の中でも、一部の兵たちは平和な顔つきをしているが、これは突然撃たれて即死した人たちである。大多数は断末魔の苦しさに身をよじらせ、手足は硬直し、全身に青いまだらができていて、手は地面をえぐり、両方の目はぐっと見開き、口ひげは逆立ち、凶悪なひきつったような笑いのため、食いしばった歯がのぞいている³⁸。

あちらの負傷兵たちのほうは、服と下着と肉と血が、気味の悪い、得体の知れないかたまりを作りあげ、そこにうじ虫がついている。このうじ虫は空間をわがもの顔にとびまわる数万の蠅から生まれるのだが、負傷者の中の多くは自分の体から湧き出てくるように思い、体を食いつくされるのではないかと考えて身ぶるいする³⁹。

こちらには、顔を全く奇形にしたひとりの兵士がいる。あごが裂け砕けて、舌がひどく露出しているのだが、身を動かし立ち上がろうとしている。私はその干からびた両くちびるや、かたくなった舌にひんやりした水を注いでやり、ひと握りの綿包帯を握って、付き添いの者が持っている手桶にひたし、口のごりの奇妙な穴の中に、この海綿のかわりの

布の水をしぼって入れてやる⁴⁰。

向こうにはまた、顔の一部を指揮刀の一撃でけずり取られた不幸な人がある。鼻と両くちびるとあごとが顔のあとの部分からとり去られてしまい、口がきけず、ほとんど目も見えなくなっていて、手で合図をしているのだが、この胸を抉るような手まねと、のどから出る音とで人の注意を引いている。私はかれに水を飲ませ、血まみれの顔に清い水を数滴流してやる⁴¹。

3人めは頭に大穴があき、教会の敷石に脳みそをまき散らして息をひきとりつつある。不幸な仲間が往来の邪魔だといって、足で彼を押しつける。私はその末期を看取ってやり、まだかすかに動かしているその気の毒な頭部をハンカチーフで覆ってやる⁴²。

2-5. 「負傷兵救護団体」設立に向けての2つの提案

2-5-1. 悲惨な状況をなぜ克明に描いたのか

著書『ソルフェリーノの思い出』において読んでいる者たちの心を抉るような悲惨な状況をあえて長大な文章で克明に綴ったことに関して、必ずや読者は疑問を持つであろうとデュナンは次のように述べている。

心を苦しませ、悼ませる光景をなぜこんなに幾つも幾つも物語り、恐らくは人に悲しい思いをさせたのか。なぜ、まるで喜んで書いてでもいるように、痛ましい場面にまで筆をのばし、細かすぎてやりきれないと思われるような書き方で描写したのか⁴³。

その理由は、この本の終盤に記されている2つの重要な提案に対して読者の関心を惹きつけ強い共感を得るとともに、その提案を実現するための活動に賛同し協力してもらうためであった⁴⁴。

この、気高い目的の達成に努力するためには、ヨーロッパという大家族のいろいろな枝葉のところに生じているこの考えが、気高い魂や人類の苦しみに憐れを感じうる心をもつすべての人々の注意をひき、その共鳴を勝ち得る必要があることは明らかではないか⁴⁵。

2-5-2. 「負傷兵救護団体」に関する第一の提案： 平時から民間ボランティア組織を設立しておくこと

第一の提案は、「戦争において負傷兵の救護活動にあたる民間ボランティア組織を平和な時代から各国に設立しておくこと」である。これは、赤十字の発案である⁴⁶。

熱心で献身的で、こういう仕事をする資格の十分にある篤志家たちの手で、戦争のとき負傷兵を看護することを目的とする救護団体を、平和でおだやかな時代に組織しておく方法はないものか⁴⁷。

日に日に新しく、恐ろしい破壊の手段が発明され、これら殺人の道具の発明者が、軍備競争をしているヨーロッパの大部分の大国において喝采され、激励されているがゆえに、ヨーロッパの人心の有り様だけを見ても、いずれ遠くない将来において戦争は避けがたいと予想されるがゆえに、人道とキリスト教という二つの見地からみて、これほど高度の世界的重要性をもつ問題を研究し、その解決を

求めるために、比較的は無事で平穏な時代を有効に用いてはなげいけないのであろうか⁴⁸。

2-5-3. 「負傷兵救護団体」に関する第二の提案： 国際神聖協約（条約）によって救護組織 を保護すること

第二の提案は、「その負傷兵救護団体の活動を戦時においても保護するための国際的な神聖協約を定めてあらかじめ各国で批准しておくこと」である。これは、国際人道法の原点であると言える⁴⁹。

この種の救護団体が作られ、常設的な存在になったとしても、むろん平時には不活発な状態にとどまるであろうが、起るかもしれぬ戦争に備えて、組織を整備しておくことはできるであろう。これらの団体は、その発生した国の官憲の好意をえる必要があるばかりでなく、戦争の場合には、その事業をりっぱにやりとげるために、交戦諸国の元首から認可を得て、便宜を与えてもらう必要があると思われる⁵⁰。

何か国際的に神聖な協約として、一つの原則を定めることは望めないであろうか。この原則が承認を受けて批准されれば、ヨーロッパ各国における「負傷兵救護団体」の根拠として役に立つのではなからうか。一度戦闘行為が開始されれば、交戦者はたがいに悪意をいだき、種々の問題を自国民のためという、ただ一つの限られた観点からだけしか扱わなくなるだけに、前もって協定をして手段を講じておくことがいよいよ大切なのである⁵¹。

2-5-4. 「負傷兵救護団体」の参加主体はボランティアであるべきという思い

デュナンは、このような負傷兵救護団体に参加してこの組織の主体をなすのは、無給であろうがたとえ危険があろうが自らの意思でそこに身を投じ、苦しんでいる人たちの役に立ちたいと願う篤志の人々、すなわちボランティアであるべきだと考えていた。そして、軍の支援や協力を得ながら、救護団体の参加者が戦場において救護と看護を行なうために、戦争のない時から志願者や協力者を広く募り、準備や訓練を行っておく必要があると訴えた。

どこの国でもこれらの救護団体は、事業の運営をきめる委員会の委員として、最も立派な名がある、尊敬されている人々を入れるべきであろう。委員会は真の博愛の感情に動かされて、必要に応じて軍の支援を得るなり、指揮を受けるなりして、これと協力し、現に戦いが行なわれているときには戦場において救護と看護を行ない、さらに、負傷者が全快するまで病院で看護をつづけるというこの慈善事業に、進んでいつでも献身しようという人全部によびかけをする⁵²。

こういうまったく自発的な献身は、一般に想像するよりもたやすく見出されるものである。一度組織ができると、多くの人々は、上に立つ管理機構があって、激励し、便宜を与えてくれれば、自分も役に立つぞという確信を持つ。何か善をなすうのだという信念を与えられて、このようにきわめて博愛的な任務をしばらくのあいだ果たすために、おそらく自費でも出て行くであろう。利己主義と冷淡の世紀といわれるこの現代に、まったく自

発的に平和と慰めと犠牲の使命をもって、軍人と同じ危険に身をさらすということは、気高い、憐れみ深い心をもった人々や俠気な性格をもつ人々にとって何と心を惹くことであろう⁵³。

こういう性質の任務には金銭で働く人を必要としない。即時の救助というものが必要である。今日なら救うことのできる負傷者も、明日は救うことができなくなるからである。このゆえに、熱心で、この仕事に準備があり、慣れており、野戦軍諸部隊の隊長に承認されて、その使命遂行に便宜と援助とを与えられる篤志の看護人や看護婦が必要なのである。野戦病院の人員はいつになっても不足であろう。どうしても、民衆に助力を求めなければならない。目的達成を期待しうるのは民衆の協力による以外にないからである⁵⁴。

したがって、あらゆる国、あらゆる階級の人々に訴え、懇願しなければならない。その理由は、あらゆる人が、何らかの方法で、それぞれの分野で、自分の力に応じ、この立派な仕事に協力しうるからである。あらゆる民族、あらゆる国、あらゆる家庭にさえも訴えるのである。何人といえども、自分は戦争に無関係でいられるとは確信をもって言い切れないからである⁵⁵。

2-5-5. 「負傷兵救護団体」の創設は人道と文明の精神に基づく人類社会の義務である

また、デュナンは、敵味方なく傷ついた兵士を戦場で救うための「負傷兵救護団体」の設立と戦場での保護に向けての国際社会を巻き込んでの取り組みは、かりに戦争が不可避であってもその恐

ろしさを何とかして緩和できないかという根気強い努力を続けることにつながり、これこそが人道と文明の精神に基づく人類社会の義務であると訴えた。そして、資金が足りないというような話は議論に値するような障害でも何でもなく、ひとえに問題は「このことに対する真剣な準備と団体の創設そのもの」にあると主張した⁵⁶。

人道と文明とは、ここに示したような事業を、どうしても必要であるとして要求する。これは義務であるときえ考えられる。この義務を果たすことに、少しでも勢力のある人間はみな協力し、善人はすべて少なくともその意思を参加させなければならない。いかなる王侯君主がこの団体を援助することを拒むであろうか。自分が指揮する軍の兵隊に、万一負傷しても、即座に適当な看護が受けられるという十分な安心を与えることを喜ばないであろうか。いかなる国家が、自国にとって大切な市民たちの生命を守るために、こんなにも努力した人々に保護を与えることを欲しないであろうか⁵⁷。

祖国を守り、祖国に尽して弾丸に打たれた軍人は、その祖国からあらゆる心づかいを受ける値うちがあるのではなからうか。進歩とか文明とかということが大いに語られるこの時代において、不幸なことに戦争が常に必ずしも避けうるものではないのであるから、人道と真の文明との精神にもとづいて、戦争を防止し、少なくともその恐ろしさを緩和しようと根気よく努力することが緊要ではなからうか⁵⁸。

この事業を大規模に実行するには、相当多額の資金を必要とすることは確かであるが、

けっして必要な金が不足するようなことはないと思われる。戦時になれば、委員会の訴えに応じるため、誰も彼も熱誠をこめて浄財を持参し、ささやかなお金を差し出すであろう。国の子たちが戦っているとき、民衆は冷淡、無関心に構えてはいないであろう。この事業の進行を妨げる恐れのあるのはこの種の障害ではない。困難は決してそんなところにあるのではなく、問題はまったく、この種の仕事に対する真剣な準備、このような団体の創設そのことにあるのである⁵⁹。

2-5-6. ボランティア民間救護機関を平時に組織し、その保護を国際条約で保障するというアイデア

傷ついた兵士はもはや兵士ではなく、敵味方の区別なくひとりの人間として尊重し、収容して看護しなければならない。負傷兵の救護や看護にあたる組織の人々に対しては攻撃してはならない。ボランティアを主力とする民間救護機関を平時に組織し、その活動に対する保護を国際条約で保障しよう⁶⁰。

このようなデュナンの主張は、ヨーロッパ各国の指導者や軍人、博愛思想家などに幅広い共感を生み、やがてこの提案を実現するための活動が動き始めることとなった⁶¹。

2-6. 五人委員会の発足

2-6-1. ジュネーブ公益福祉協会で五人委員会が発足する

『ソルフェリーノの思い出』は、オランダ語、英語、イタリア語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語、ドイツ語へと翻訳され、ヨーロッパ各国で絶大な反響を呼んだ。デュナンの元には、強い影響力を持つ各界の有力者たちから共感を示す書

簡が何百通も届けられた⁶²。

1862年11月、この本を読んでデュナンの提案に深く感銘を覚えたジュネーブ公益福祉協会のギュスターフ・モアニエ会長が、デュナンに面会を申し入れた。2人は学生時代から面識があり、ともにジュネーブ地理学会に所属していた。これを機にデュナンも協会の会員になった。会談をしてモアニエが驚いたのは、デュナンが自分自身の提案を実行に移すための具体策や方略をほとんど持ち合わせていないことであった。この時の様子をモアニエは以下のように記している⁶³。

私は彼が自分の夢をどう実現するのかをとくに考えていて、その時まで、彼しか思いつかなかった救護団体の創設に向けて、私に有益な提案をしてくれるものとはばかり思っていた。ところが、特にその創設方法に関しては、私の思い過ぎだったと言わざるをえない。私に不意を突かれた彼は、発想をどう形にするかの計画はまったくの白紙だとあっさり認めたのだ⁶⁴。

そこで、モアニエは自分の経験と地位があれば、デュナンの提案を具体化するための手助けできるのではないかと考えた。モアニエは1862年12月15日、ジュネーブ公益福祉協会の運営委員会でのことについて語ったが、「本件は当協会が取り組むべき案件にあらざり」として一旦は否決された⁶⁵。

しかし、モアニエは諦めることなく、1863年1月28日の運営委員会に、再びデュナンの提案を語った。落としどころを周到に決めて「デュナンの考えを発展させた草案をジュネーブ公益福祉協会で作成し、同年9月にベルリンで開催される予定の国際福祉学会で発表する」ことに絞って提案した。その結果、運営委員会はこれを了承した⁶⁶。

1863年2月9日の総会では、デュナンの提案が持つ崇高な意図は理解しつつも、その実現性については危ぶむ議論に終始した。しかし、最終的に、ベルリンでの国際会議に草案を提出すること、その作業部会として「戦傷者救護のための小委員会」を設置することが承認された。デュナンとモアニエに加え、総会でこの件について積極的に発言した3名も委員に指名された。計5人の委員が任命されたので、「五人委員会」と呼ばれるようになった⁶⁷。

2-6-2. デュナンの志を分かち合った仲間たち

2-6-2-1. 五人委員会のメンバー

ジュネーブ公益福祉協会に設置された「戦傷者救護のための小委員会」のメンバーは、アンリー・デュナン（35歳）、ギュスターフ・モアニエ（37歳）、アンリー・デュフル（76歳）、ルイ・アッピア（45歳）、テオドル・モノアール（57歳）であった。この委員会は通称「五人委員会」と呼ばれるようになった。そして、現在の赤十字国際委員会（ICRC）の起源でもある。デュナンの志に共感し彼と共に赤十字の設立に向けて活動することになった4名のメンバーについて、ここで紹介しておきたい⁶⁸。

2-6-2-2. ギュスターフ・モアニエ

ギュスターフ・モアニエ（1826年9月21日 - 1910年8月21日）は、父ジャック＝アンドレ・モアニエと、裕福な家で育った母ロール・デオナの長男として、スイスのジュネーブで生まれた。ジャック＝アンドレは、亡命してきたフランス地方貴族の末裔であり、父親が創業した時計工場の跡を継いでヨーロッパ各地で商いをしていた。モアニエ家は裕福であった。公共心と誠実さを大事にするプロテスタントの信念を貫く両親の下で

ギュスターフ・モアニエは愛情深く育てられた⁶⁹。

父ジャック＝アンドレは積極的に息子に仕事を手伝わせたため、ギュスターフは幼少期から父とともに4度パリへ旅行した。ジャック＝アンドレは政界にも進出し、1835年にはスイス代表会議に議席を得た。1843年、リベラル派「第三党」の所属議員として州政府の国会議員に選出された⁷⁰。

しかし、自由主義派による革命の煽りを受けて、ジャック＝アンドレは1846年に議員辞職を余儀なくされるとともに、命の危険すら感じるようになる。モアニエ一家はパリへ逃亡することを余儀なくされた。落ち着く間もなく1848年に今度はフランスで2月革命が起きてパリにも留まれなくなったモアニエ夫妻は、同年、ジュネーブ近郊のフェルネに移住した⁷¹。

モアニエは当初、息子が政治家の道に進むことを期待していた父親の勧めに従ってジュネーブ大学法学部への進学を決めていた。しかし、一家がパリに逃亡したことによって、1846年にモアニエはパリにあるソルボンヌ大学法学部へ進学することになった。1850年春、モアニエは2つの学士論文を提出し、口頭試問では最高点を獲得して卒業した⁷²。

1850年7月、モアニエはジュネーブに戻り、口頭試問を受けて弁護士資格を取得し、グオ・オデウ法律事務所でも実務研修を始めたが、3ヶ月も経たずに事務所を辞めた。その後、3年間にわたり、業務代理店の法律顧問、火災保険の外交員、鉄道会社の会計係などの仕事をしたが、最終的に全て辞めてしまった⁷³。

これ以降、モアニエは給与を得る仕事につくことはなかった。大学時代にパリで知り合ったジャンヌ＝フランソワーズ・パッカールと、彼は1851年に結婚していた。彼女は富豪の銀行家バルテルミ・パッカールの娘であった。裕福な家柄

と、妻の実家が資産家だったおかげで、モアニエは家族を養う義務がなかった。また、革命の影響で政界にも関わらなかったことから、モアニエの社会に対する奉仕の志は「博愛主義」の実践へと向かった。友人オーギュスト・ブーヴィエに宛てた1853年1月7日付けの手紙に、モアニエは以下の通り心情を吐露している⁷⁴。

私には人々と我が国家の役に立ちたいという思いがあり、それが私の原点でした。しかもありがたいことに、私は額に汗して働く必要がないので、自分の目標を達成するためにどうすればよいかだけを、ずっと考えめぐっていたのです⁷⁵。

1855年2月、モアニエは、ジュネーブ公益福祉協会の会員となり、機能不全に陥っていた協会の立て直しに尽力した。1856年9月15日から20日にかけてブリュッセルで開催された国際福祉大会には協会の代表として参加した。そして、1857年12月には弱冠31歳で会長に選出されることになった。1858年、モアニエを編集責任者として、『ジュネーブ公益福祉協会会報』第1号が発行された。4半期毎のこの報告書の発行を、彼は永年にわたって続けた。彼の考え方や方針を組織に行き渡らせるための手段として重視していたことがうかがえる⁷⁶。

ちなみに、後の話であるが、赤十字国際委員会では1869年10月に『国際赤十字社紀要』第1号を出版し、それ以降毎年4回の発行を続けた。総裁であったモアニエは、自ら編集を担当するとともに主要な寄稿者であり続けた。結局、その後およそ30年にわたって紀要の出版業務はモアニエがほぼ単独で担うことになった。赤十字運動の理念と活動を主導する非常に貴重な手段をモアニエは

一手に握り続けたと言える⁷⁷。

公益福祉協会のために、モアニエは個人的にも多くの研究活動を行った。さまざまな研究を通じて、モアニエは社会学や統計学に関心を深めていった。そして、1863年10月、モアニエはジュネーブで設立されたスイス統計学会の創設に加わり初代の会長に就任した⁷⁸。

2-6-2-3. アンリー・デュフル

アンリー・デュフル（1787年9月15日 - 1875年7月14日）は、ジュネーブの時計職人兼農民の息子としてスイスのコンスタンツで生まれた。デュフルが2歳の時に一家はジュネーブに戻った。1807年にはパリのエコール・ポリテクニクに進学し、画法幾何学を学んだ。1811年にはフランス陸軍に入隊し、1814年にフランスのリヨンで要塞の修復工事を行い、その功績でレジオンドヌール勲章を授与され、大尉まで昇進した⁷⁹。

1815年にウィーン議定書によってスイス連邦に5つのカントン（州）が加えられるとともに永世中立国として承認されると、ジュネーブはスイスに属することとなり、デュフルは1817年にジュネーブに戻りスイス市民としての地位を回復した。デュフルは、新しく創設されたスイス国軍で大尉に就くとともに、ジュネーブ軍の指揮官およびジュネーブ大学の数学教官に就いた⁸⁰。

また、1838年にはスイス連邦地理院総裁の地位に就いた。1819年にスイスのトゥーンに創立された士官学校の教官となり、1831年まで同職にあった。その間、1827年には大佐まで昇進している。1829年にはルイ・ナポレオンが士官候補生として入学してきた。ルイが後にナポレオン3世としてフランス皇帝になった後も親交は続いた。1819年にはジュネーブ市議会の議員となった。その後、1848年から1851年までと1854年

から 1857 年まではジュネーブ州代表としてスイス下院（国民院）議員、1863 年から 1866 年までは上院（全州議会）議員となった⁸¹。

1847 年 11 月 4 日、自由主義派カントン（州）からなる盟約者団会議は、スイス連邦の分裂を目指す「分離主義者同盟」カントンに対し軍事的行動に出た。盟約者団はデュフルをスイス史上初の将軍に任命し、軍事の全権を委任していた。デュフルは近隣大国の干渉を防ぐためにすばやく戦争を決着させることを誓い、開戦後わずか 26 日間で分離同盟全カントンを降伏させた⁸²。

この戦いの際、デュフルは負傷者を自軍に收容し治療を施した。死者は両軍合わせて 130 人、負傷者も 400 人程度に抑えられた。それまでスイス軍は自らの所属カントンの旗や白十字を徽章として用いていたが、デュフルはこの白十字を軍の旗とした。戦後、これがスイス国旗として正式採用されることとなった⁸³。

分離同盟戦争でデュフルは司令長官として以下のような人道的対応を指示したとされている。これは後の国際人道法、ジュネーブ条約の精神につながるものである。デュフルが単なる戦勝をもたらした将軍としてだけでなく、真の英雄としてスイス国民の尊敬を集めたのは、彼のこのような人道的精神と寛容な人格のためであり、「アンリー・デュナンの先駆け」と呼ばれる所以でもある⁸⁴。

兵士は、戦闘で勝利者であるだけでなく、非難されることのない名誉ある勝利者でなければならない。そうすれば、歴史家は「彼らは勇敢に戦ったが、常に人道的で寛容な態度を失わなかった」と語るだろう。従って、兵士は、女性、子供、高齢者、聖職者を保護しなければならない。非戦闘員を傷つけるものは、名誉と祖国の国旗を汚す者である。捕虜

と傷者には特に配慮しなければならない⁸⁵。

2-6-2-4. ルイ・アッピア

ルイ・アッピア（1818 年 10 月 13 日 - 1898 年 5 月 1 日）は、北イタリアのピエモンテ出身の父ポール＝ジョセフ・アッピアと母キャロライン＝デヴェリーの 6 人いる子どもの 3 番目として生まれた。父はジュネーブの大学に通ったが、その後ドイツのフランクフルト近郊で福音派教会の牧師になった⁸⁶。

アッピアはフランクフルトで成長し、1838 年からドイツのハイデルベルク大学で医学を学び、1843 年に医学博士となり、フランクフルトに戻った。1848 年には、パリとフランクフルトの戦場で負傷者の救護活動に従事した。その結果、彼の専門と関心事は、戦傷者への手当となり、戦傷外科の専門家になっていった⁸⁷。

1849 年に父が亡くなると、アッピアは母親を連れてジュネーブに移り住み、そこで外科医の仕事始めた。アッピアは、負傷兵の輸送中に骨折した腕や脚を固定するための器具を開発することで担架を改善するなどし、戦傷外科に関する論文としてまとめた⁸⁸。

1853 年、アッピアはアン＝キャロライン・ラセアと結婚し、その後 2 男 2 女をもうけた⁸⁹。

1859 年、ソルフェリーノの戦いに関して、アッピアは牧師であった弟のジョルジュから戦争の負傷者と犠牲者に関する悲惨な報告を手紙で受け取った。彼は急ぎ現地に向かい、外科医として野戦病院での看護や治療にあたった。アッピアが発明した改善型担架は、現地の病院で実際に用いられて効果を発揮した⁹⁰。

アッピアは論文のコピーを現地の医師に配布し、必要な資料の収集を行い、ジュネーブの友人たちに手紙を送り、負傷者を支援するための資金

の寄付を依頼した。アッピアはのちにこれらの功績を讃えられ、イタリア政府から2番目に高い勲章である「聖モーリスとラザロのメダル」を授与された⁹¹。

1860年11月、アッピアはジュネーブの市民権を取得し、翌年にはジュネーブ医師会のメンバーになった。帰国後、彼は銃創に関する論文『救急外科医、または銃創に関する実践的観察』を出版した。また、デュナンが『ソルフェリーノの思い出』を執筆する際、アッピアは医学用語や医療機器などについて戦傷外科の視点から助言を与えた⁹²。

アッピアの深い信仰は、人道的使命のインスピレーションを彼の人生にもたらした。アッピアの父と兄弟は牧師であり、アッピアはジュネーブのオラトワール礼拝堂で定期的に礼拝に参加し、福音協会と聖書協会のメンバーであった⁹³。

2-6-2-5. テオドル・モノアール

テオドル・モノアール（1806年6月1日-1869年4月26日）は、ジュネーブの裕福な医師の家に生まれた。父シャルル＝テオフィルはパリ大学で医学博士を取得した医師であった。幼い頃、テオドルは体が弱く、父親は息子を家に留まらせていた。その後、テオドルは中等学校とジュネーブアカデミーで文学を専攻し、優秀な成績を修めた。彼は病気や怪我をした近所の人々の世話を手伝い、医学の実践的な知識を身につけた⁹⁴。

モノアールは、その後イギリスとフランスで医学を学び、1833年に外科の博士号を取得した。同年、ジュネーブで試験に合格し外科医の資格を得た。34歳でジュネーブ病院の外科部長となり、医療コンサルタントとしても活躍した。この頃、モノアールはジュネーブ衛生保健委員会とジュネーブ公共福祉協会のメンバーになった⁹⁵。

モノアールは、1834年にエルミニー・クラヴィ

エと結婚した。彼女は、不可解な状況下で殺害された有名な作家、ポール＝ルイ・クーリエの未亡人であった。18歳で父親ほど年の離れた作家と結婚していた彼女は殺害の容疑をかけられて逮捕されたが、無実として釈放された。この事件はスキャンダルとなり、人々の知るところとなった⁹⁶。

モノアールと結婚した当時、エルミニーにはすでにチャールズという4歳になる男の子がいた。この子の父親はモノアールであると言われていた。殺人スキャンダルの渦中であつた女性との間に婚姻前に子どもを設けていたという噂は、厳格なプロテスタントであるカルヴァン主義の街でモノアールが周囲からどのような冷たい目で見られていたかを十分に想像させるものである⁹⁷。

1835年、モノアール夫妻に次男ポールが生まれた。その7年後、エルミニーは亡くなった。モノアールは1845年にニューヨークの弁護士の娘であるアン・ジャービスと再婚した。彼女との間には、1848年にレオン、1852年にウィントン、1856年にクリスティーンの3人の子供が生まれた⁹⁸。

両親に加え、亡くなった前妻との子、2番目の妻との子など5人の子どもを含む大家族を養うことは経済的に大きな負担であった。五人委員会の他のメンバーと異なり、彼には家業の財産がなく、またスキャンダルの影響もあり、周囲からの物質的・経済的サポートにも恵まれていなかった。このように生活していく上で大変な努力を強いられた苦勞人であることが彼の特徴の一つであり、それゆえ上流階級の人びとが持ち合わせていない庶民感覚を持つ稀有な人物でもあった⁹⁹。

このような厳しい環境にさらされて生活してきたモノアールであったが、彼は非常に知的で魅力的であり、その明晰で思慮深い判断力について高く評価されていた。また、ユーモアのセンスに優れており、人々を魅了したといわれる¹⁰⁰。

モノアールは、彼よりも 12 歳下の外科医ルイス・アッピアと特に親しい友人であった。モワニエによってアッピアはジュネーブ市内の医療界や慈善活動界に紹介されていた。モノアールは、31 歳で初めてジュネーブに赴任して来た若きアッピアのジュネーブ社会におけるメンターであった¹⁰¹。

2-7. 五人委員会の活躍と赤十字規約の決議

2-7-1. 五人委員会最初の会合が開かれる

1863 年 2 月 17 日、最初の五人委員会が開かれた。ちなみに現在、国際赤十字ではこの日を「赤十字誕生の日」と呼んでいる。この会合では、デュナンの提案を 9 月の国際福祉学会で発表する件について話し合われた。最年長で長老格のデュフル將軍は、既に衛生隊を保有している各国軍部の反発を招き、救護組織の設立を妨害されることを恐れていた。モノアールは、他のメンバーとは異なる視点から、指導層や上流階級だけでなく、一般大衆への認知を広めて彼らの支持を得ることの重要性を指摘した。メンバーほぼ全員が、基本的に救護組織の保護のために国際条約を締結することは時期尚早かつ非現実的であると認識していた¹⁰²。

この最初の会合で、五人委員会の名称を「負傷兵救護のための恒久的な国際委員会」と改めて、公益福祉協会から負託を受けた権限と期間が終わった後も存続させることをいきなり決めた。後の「赤十字国際委員会」が誕生した瞬間でもあった¹⁰³。

そして、デュフルが総裁、モアニエが副総裁、デュナンが書記となり、ベルリンの国際福祉学会で発表する内容をデュナンが起草することを確認した。その後、デュナンは『ソルフェリーノの思い出』を各国に配り、この本の訴えや提案への理解と賛同を求める手紙を各国有力者に向けて送り続けた。その結果、多くの国々から共感や賛同の

返信が寄せられた¹⁰⁴。

2-7-2. 自ら国際会議を招集することを決意する

3 月 17 日に開催された第 2 回会合では、五人委員会の役割について改めて合意がなされた。委員会自身が救護組織を設立することは不可能であることを認め、各国政府に対して設立を呼びかけるとともに、拒否感の強い各国軍部の理解を得ることに専念するというものであった。その方針に基づき、救護組織の基本理念として、「国の承認を得て権限を与えられること」、「篤志救護員は軍隊を補助し、軍の指揮に従うこと」、「篤志救護員は必要な装備や食糧等は自ら用意し無償で奉仕すること」という 3 つを定めた。また、国家間の戦争だけを活動の対象とし、内戦は対象から除外することも確認した。これらは全て軍部からの理解を得るために五人委員会を選んだ現実的な妥協策であった¹⁰⁵。

8 月 25 日に開催された第 3 回会合では、9 月のベルリンでの国際福祉学会が中止になったことがモアニエから伝えられたので、五人委員会は自ら国際会議を招集することを決めた。五人委員会は、デュナンが心血を注いで起草した条約草案について検討し、他の委員の意見を取り入れつつ最終的にはモアニエとデュナンが推敲を重ねて完成させた。ただし、デュナンが最もこだわっていた救護組織の中立的地位を保障する件は除外されていた。これを持ち出せば、ただでさえ批判的な軍関係者の猛反発を招き、救護組織の設立そのものさえふいになりかねないと、モアニエが強く懸念したからであった¹⁰⁶。

9 月 1 日、五人委員会は 10 月 26 日に開催する国際会議への招聘状を各国に発送した。招聘状には条約の草案と五人委員会の活動を報じた雑誌記事が添えられていた。最初の回答はフランスから

届いた。フランス陸軍省は救護組織の設立など非現実的であると切り捨てていた。デュナンは、文書だけで理解と協力を求めることには限界があることを覚り、各国の要人たちに直接面会して説得する必要があると考えた¹⁰⁷。

2-7-3. 軍の衛生要員と篤志救護員に中立的地位を与える提案（ベルリン提案）を追加する

9月6日から12日までベルリンで開催される国際統計学会の第4部会で「民間人と軍人の健康と死亡率に関する比較統計」が議題になることを知ったデュナンは、各国の軍医が集まるであろうこの場で呼びかけることを思い付きすぐに実行に移した。このことを示唆したのは、オランダ陸軍医務監の医学博士バステイングであった。バステイングは、『ソルフェリーノの思い出』の訴えに共感を覚え、デュナンに賛同と賞賛の手紙を送っただけでなく、1863年5月には同書をオランダ語に翻訳していた¹⁰⁸。

ベルリンを訪れたデュナンはバステイング夫妻に面会した。彼らとの会話でデュナンは、救護組織の中立性を保障することが持つ重要性と、この点こそが『ソルフェリーノの思い出』で訴えた提案の核心であることについて改めて強く気付けられることになった。デュナンは急ぎ学会での演説原稿を書き上げると、バステイング夫人がそれをドイツ語に翻訳してくれた。演説は大反響を呼び、学会参加者からは全面的支持が寄せられた¹⁰⁹。

軍医らは、戦場でいかに多くの非戦闘員である医師や看護師が巻き添えとなって命を落としているかという事実を五人委員会よりもはるかに知っていたから、救護組織だけでなく軍の衛生部隊の中立的地位に関する問題について関心を持っていたのであった¹¹⁰。

この支持に意を強くしたデュナンは独断で五人

委員会の名のもとに、9月15日付けでベルリンから各国に向けて新たに書状を送った。その中には、ジュネーブでの国際会議の協議事項に「軍の衛生要員と篤志救護員に中立的地位を与える」ことを追加すると記されていた。事前に説明すらなかったことから、当然のごとくモアニエの怒りと反発を買うことになった¹¹¹。

『ソルフェリーノの思い出』の反響で時代の寵児となっていたデュナンは、ジュネーブへの帰途、各都市を回り熱烈な歓迎と支持を受けて意気揚々と戻ってきた。しかし、彼を迎えた五人委員会の対応は極めて冷ややかであった。デュナンの夢想家特有の独断専行に立腹していた現実主義者モアニエは「われわれは君が不可能なことを求めていると考えている」と言い捨てた。モアニエとデュナンだけでなく、五人委員会とデュナンの間に亀裂を生じさせ、将来に大きな影を落とすきっかけとなった瞬間でもあった¹¹²。

2-7-4. ジュネーブ国際会議で赤十字規約が決議される

1863年10月26日、五人委員会が招集したジュネーブでの国際会議がデュフル將軍の開会宣言で始まった。14カ国の政府代表18名、4つの博愛団体の代表6名、個人の資格で7名、五人委員会のメンバーを加えると16カ国から合計36名が参加した。「エルサレムの聖ヨハネ修道団」もドイツから代表を派遣した。この組織こそ、やがて初期の赤十字が多くの経験を学ぶことになる長い伝統を持つ「戦争救護のパイオニア」であった¹¹³。

モアニエは議長を務め、提案の概要を説明した。ボランティア救護団体を創設するという考えに、プロイセン、スペイン、オランダの代表は強い支持を表明した。一方、フランスは強く反対し、イギリスは懸念を表明した。反対派は「活動のため

の費用や資材を救護組織が自らすべて賄い、軍の規則や命令に従うと共に、軍の要請があれば戦場を立ち去ること」といった条件を含めるよう要求した¹¹⁴。

議論を経て、10月29日、10カ条からなる決議案が採択された。この「1863年10月の国際会議における決議」（赤十字規約）は、1928年のハーグにおける第13回赤十字国際会議で国際赤十字規約が決議されるまで、60年以上にわたって各国赤十字社の事業と赤十字の法的枠組みの基礎となった。ただし、この国際会議の時点では、各国代表には条約締結の権限が無かったため、ジュネーブ条約の締結には翌年8月の外交会議を待たなければならなかった¹¹⁵。

2-7-5. 「1863年10月の国際会議における決議」（赤十字規約）

「1863年10月の国際会議における決議」（赤十字規約）の内容は以下のとおりである¹¹⁶。

軍の衛生活動が不十分な負傷兵救護を望む国際会議は、以下の決議を採択する。

第1条 各国は中央委員会を組織し、その任務は、戦時に必要な場合、力のおよぶかぎりあらゆる方法により陸軍の衛生活動を支援するものとする。

中央委員会はもっとも有用で適切と思われる方法により組織されるものとする。

第2条 中央委員会を支援する支部の数に制限はないが、必ず中央委員会の指揮下に置くものとする。

第3条 各国中央委員会はその国の政府と連携し、その機会が生じた際には事業を当該政府が受け入れられるようにする。

第4条 中央委員会および支部は、平時から

戦時に必要な準備に万全を期し、特にあらゆる資材の準備とボランティア救護員の養成に努めるものとする。

第5条 戦時において交戦国の中央委員会は、その力のおよぶかぎりそれぞれの軍隊に衛生活動のための救援物資を配給するものとし、特にボランティアを組織し活動に従事させ、軍当局と協議のうえ、負傷者を救護する場所を設けるものとする。交戦国の中央委員会は、中立国の中央委員会に支援を要請できる。

第6条 軍当局の要請または認可を受けた場合、中央委員会は戦地にボランティア救護員を派遣するものとする。その場合、戦地では軍司令官の指揮下に置かれる。

第7条 軍に付属するボランティア救護員の維持に必要なものは、その一切を当該中央委員会が負うものとする。

第8条 ボランティア救護員は、すべての国において同一の識別標章として白地に赤十字の腕章を着用するものとする。

第9条 各国中央委員会と支部は、国際会議を開催して相互の経験を報告し、また、事業のために講じられるべき規約に関する合意に向けた協議を行うものとする。

第10条 各国中央委員会間の情報交換は、当面の間、ジュネーブ委員会を媒介して行うものとする。

2-7-6. 軍医バスティングによる「怒りの提言」

会議が無事に閉会しようとしていたまさにその時、オランダ代表の軍医バスティングが突然発言を求めた。「いつベルリン提案の検討を始めるおつもりか」と怒りを込めて尋ねたバスティングに対し、モアニエは「検討する予定は無い」と返答

した。バスティングは「あなた方は、なぜ各国政府代表がこの度の招聘に応じたのか、まったくおわかりになっていない」と言い放った。各国代表、とりわけ軍医たちが最も関心を寄せていたのは、ベルリン提案、すなわち「軍の衛生要員と篤志救護員に中立的地位を与える」ことであつたからである¹¹⁷。

モアニエたちの「中立的地位の要求は軍関係者の猛反発を招きかねない」という危惧は杞憂かつ誤解であつたことを、会議参加者たちのバスティング提言に対する同意と支持が表していた。モアニエは当初の立場を潔く捨てて、ベルリン提案を各国政府への勧告として採択するよう会議を導いた。決議ではなく勧告という形式をとつたのは、この国際会議はベルリン提案の内容に関する決議権を持たなかつたためである¹¹⁸。

2-7-7. 「軍の衛生要員とボランティア救護員の中立とその標章に関する3つの勧告」

「軍の衛生要員とボランティア救護員の中立とその標章に関する3つの勧告」の内容は以下のとおりである¹¹⁹。

上記決議とは別に、本国際会議は以下の勧告を行う。

- A 各国政府は今後組織される救護委員会を保護し、その業務遂行の達成を可能なかぎり援助すること。
- B 戦時において、交戦国は傷病兵搬送車および陸軍病院の中立を宣言し、また、その中立は、公的医療要員、ボランティア救護員、負傷者の救護にあたる当事国の住民、および負傷者自身に関しても同様に、完全に無条件で認められなければならないこと。

- C 全軍の衛生部隊、または、少なくともこの業務に従事する同一軍隊の全員が統一の識別標章により識別されること。また、すべての国において傷病兵搬送車や病院用の統一旗を採用すること。

2-8. 各国救護社の設立と現実の戦争への対応と学び

2-8-1. 各国で救護社（赤十字社）の設立へと動き出す

赤十字規約の決議を契機に、五人委員会は「負傷者救護のための国際委員会」となった。これまでのように五人委員会やジュネーブ委員会とも、あるいは単に国際委員会と呼ばれることもあったが、やがて1875年には赤十字国際委員会という呼称が正式に採用されることになる。また、各国では「負傷者救護のための国内委員会」という名の救護社、のちの各国赤十字社の設立に向けて、五人委員会からの矢継ぎ早の奨励や要請を受けつつ急ピッチで動きが加速していくことになった¹²⁰。

1863年12月には、早くも最初の「負傷者救護のための国内委員会」（救護社）がヴュルテンブルク王国に設立された。その後の数カ月間に、オルデンブルク大公国、ベルギー王国にも救護社が立ち上げられた。また、他のヨーロッパ各国も次々と彼らの後に続いた¹²¹。

2-8-2. デンマークでの戦争に速やかに視察を派遣する

1864年2月1日、プロイセン王国とオーストリア帝国の連合軍は、ドイツ人の住民が多いシュレースヴィヒ公国とホルシュタイン公国の帰属をめぐる問題に決着をつけるため、デンマークに宣戦布告をしてシュレースヴィヒ公国に攻め入った。第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン戦

争の勃発である¹²²。

3月13日、国際委員会はデュナンの提案とデュフール総裁の助言に従い、アッピア委員をプロイセンに、オランダのヴァン・デ・ヴェルデ將軍をデンマークに派遣することを決定した。現地で傷病兵の援助にあたるとともに、設置されたばかりの救護社の活動ぶりを視察することが目的であった¹²³。

開戦直後の2月6日にプロイセンには救護社が設立されていた。軍も篤志救護者を受け入れて、救護に当たっていた。戦傷外科の権威アッピアは、赤十字腕章をつけて病院や救護所を訪問し、自ら治療にあたるとともに、軍に対して救護社への理解を求める活動をおこなった¹²⁴。

一方、デンマークでは救護社が設立されておらず、デンマーク軍は篤志救護者の活動も認めていなかった。ジュネーブの国際委員会に対しても敵対心すら有しており、「単なる私的団体であり、スイス国内ですら評価されていない。もともとデンマーク人に対して無関心であるだけでなく、敵国プロイセンにもアッピアなる人物を派遣している」という記事が新聞に載るほどであった¹²⁵。

しかし、デンマークに派遣されたヴァン・デ・ヴェルデは、ひるむことなく赤十字の腕章を着用して、捕虜となったプロイセン、オーストリアの傷病兵を野戦病院などに慰問した。また、負傷兵支援団体と連絡を取り、デンマークにおける救護社設立について働きかけた¹²⁶。

2-8-3. 実際の戦場でのキリスト教系修道団の活動から学ぶ

この視察でアッピアとヴァン・デ・ヴェルデは、戦場で目覚ましい医療活動を続けるキリスト教系修道団の姿に目をみはることになった。その代表的な組織が「エルサレムの聖ヨハネ修道団」であり、戦時に備えて平時から救急法の訓練を行うと

ともに、救護要員と医師を養成して持続的な活動ができる体制を整備していた¹²⁷。

先駆的な彼らの実際の戦場での活動ぶりは、国際委員会のその後の活動において一つのモデルであるとともにベンチマークとなった。視察者兩名の報告を受けた国際委員会は多くの貴重な教訓を得ることができた。モアニエは「どんな考えや会議よりも、これらの経験は我々の欠陥を明らかにし、改善すべき多くのことを教えてくれた」と回想している。現実主義者モアニエの面目躍如たる様子がうかがえる¹²⁸。

この視察は、民間救護組織による負傷兵救護の重要性とそのためのアプローチが基本的に間違っていなかったことを実証するものでもあった。国際委員会は、赤十字運動に対する自信と確信をいっそう強めていった¹²⁹。

2-8-4. 南北戦争におけるアメリカ衛生委員会の活躍に衝撃を受ける

その頃、国際委員会のモノアール委員は、南北戦争時のアメリカ合衆国におけるボランティア救護組織の活動について調査を行っていたが、その内容に強い衝撃を受けることになった¹³⁰。

とくに、民間婦人が結成した女子中央救済委員会を母体にして、1861年に神学博士ヘンリー・ペロウが設立した「アメリカ衛生委員会」の活躍ぶりにモノアールは注目した。野戦病院の衛生改善にさまざまな角度から取り組むだけでなく、世界初の病院列車を導入して負傷兵の輸送治療を大幅に改善していた¹³¹。

ヨーロッパでは依然として軍の衛生部隊に加えてキリスト教系修道団が戦地での看護にあたるのが一般的であり、アメリカのように一般婦人が短期訓練を受けて負傷兵看護に参加することなどほとんど考えられなかった¹³²。

アメリカの事例に感銘を受けるとともに自信と希望をもたらしたモノアールは、民間ボランティア組織による負傷兵救護活動に頑なに反対しているヨーロッパの軍人たちに次のように訴えた¹³³。

ヨーロッパの軍当局者は、戦場では軍隊と民間人は融合できないと言うが、我々はそういう方々に、ではなぜアメリカではそれが可能なのかと聞きたい。アメリカでは、陸軍省に全く依存しない民間の医師や看護者、衛生資材、食糧が戦場で有効に機能し、それらは兵士たちに敬意をもって受け入れられている。ヨーロッパの軍人たちは、無意識のうちに軍服に誇りを持ちすぎ、民間の看護者に偏見を持っているのではないだろうか¹³⁴。

2-9. ジュネーブ条約の締結と国際人道法の始まり

2-9-1. 国際条約締結に向けて動き出す

赤十字規約を決議した国際会議からわずか半月後の1863年11月15日、五人委員会はこの決議と救護員中立に関する勧告を拘束力のある国際条約へと変更するための外交会議に向けての準備に着手した。『ソルフェリーノの思い出』の中で訴えた救護社設立と並ぶ2番目の提案「国際条約の締結」である。モアニエが主に条約の草案作りを担当し、デュナンは各国への広報を担当することになった¹³⁵。

ドイツ系諸国はおおむね賛同が得られる感触があったので、デュナンの注意はもっぱら大国フランスに向けられた。デュナンが熱心に説得したところ、フランスの外務大臣ドルアン・ド・リュイスの支持を取り付けることができた。リュイス外相は、軍の衛生部隊の「中立」という問題にナポレオン3世が関心を寄せていると、自国大使から各国政府に伝えさせた。その言葉は他の国々に参加を決断させる上で手助けとなった¹³⁶。

ただし、デュナンのこのような行動に対して、

モアニエは否定的であった。国際委員会として各国宛に批准の意思について尋ねる質問状を送付していたモアニエは、デュナンが各国政府と独断専行の形で交渉するのはいたずらに混乱を招きかねないと考えていた。モアニエはデュナンからの手紙に自制するように返事を書いた¹³⁷。

これを知ったモノアールはモアニエに書簡を送り、デュナンの行動は好機を捉えようとしているものだと言ったが、モアニエはこれを認めなかった。デュナンはそれ以上の各国政府との単独交渉を断念せざるを得なかった¹³⁸。

条約を締結する外交会議は政府でなければ招集することができなかったため、五人委員会はフランス政府の後押しをもらった上でスイス連邦政府にこの件を委ねた。スイス連邦政府は1864年6月6日、全ヨーロッパ各国(オスマン帝国を含む)、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコに招聘状を送った。モアニエが主となって作成した条約草案が同封されていた¹³⁹。

2-9-2. ジュネーブで外交会議が始まる

外交会議は、1864年8月8日から22日にかけて16カ国の政府代表26名が出席してジュネーブ市庁舎の会議室「アラバマ」で開催された。会議を招集したスイスを代表してデュフルが議長に就き、モアニエとスイス連邦軍軍医総監レーマンの2名がスイス政府代表を務めた。デュナンをはじめとする国際委員会のメンバーとオランダのヴァン・デ・ヴェルデ將軍は、政府代表ではなかったため陪席という形での参加が認められた¹⁴⁰。

対立と対決が支配し紛糾しがちであった過去の外交会議と異なり、この会議の目的は、国際法を前進させる人道主義の原則である「負傷兵とその救護者全員の中立」に関して正式な合意に達することであり、開始時点でほとんどの参加者が合意

を望んでいるという点で特異なものであった¹⁴¹。

2-9-3. 救護社(赤十字社)の役割と中立的地位の保障に関する言及は却下される

意見が割れたのは一点であった。各国の救護社が軍隊に派遣する篤志救護者の中立的地位の保障について条約に明記することを、フランス代表が拒否した。フランスの言い分は、「民間救護社が派遣する衛生要員も軍の管理下でその指揮に入るのであるから、軍の衛生部隊と区別して明記せずとも当然の如く中立的地位は守られる」というものであった。結局、フランスの主張が大勢を占めることになり、ドイツ系諸国と国際委員会は妥協した¹⁴²。

1864年のジュネーブ条約に民間救護団体(赤十字社)についての言及が全くないのはこのためである。ちなみに赤十字社の役割が条約に明記されるためには、1906年のジュネーブ条約改定まで待たなければならなかった。ここでの妥協は必要ではあっただろうが、その代償として、軍の衛生部隊とは独立して民間救護団体(赤十字社)の役割や中立的地位保障を国際条約に明文化することができないまま40年以上を過ごすことになってしまった¹⁴³。

2-9-4. 条約の締結により、国際人道法の歴史が幕をあげる

外交会議は合意に達し、10カ条からなるジュネーブ条約「戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約」は、1864年8月22日にスイス、フランス、イタリア、プロイセン、オランダ、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ベルギー、バーデン、ヘッセ、ヴェルテンベルクの12カ国の代表により締結された。これが今日まで続く国際人道法の始まりである¹⁴⁴。

前年の赤十字規約では、赤十字標章は民間救護社を表示するものであったが、軍の衛生部隊も赤十字標章を使用することになるとともに、この赤十字標章を表示している施設や要員は中立不可侵として戦場において保護されることが条約で決まった¹⁴⁵。

当初はジュネーブ条約未署名国であったイギリス、スウェーデンも間もなく加入した。1865年にはイスラム教国として初めてトルコが加入した。カルヴァン派プロテスタントの発祥地であるジュネーブで締結されたジュネーブ条約には拒否感のあったカトリック系のオーストリアが1866年に加入すると、1868年にはバチカンが加入し、その後カトリックの各国が後に続いた。1882年にアメリカ、1886年に日本が加入したことで、ジュネーブ条約は大陸、文化、宗教、民族を越えて世界的な普遍性を持つようになった¹⁴⁶。

2-9-5. 戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約¹⁴⁷

第1条 傷病兵搬送車および野戦病院は局外中立とみなすものとする。これらが傷病者を収容している間、交戦国はこれを保護し侵害してはならない。[略]。

第2条 病院および傷病兵搬送車に従事する監督員、医員、事務員、担架兵、従軍牧師を含む要員は、その職務に従事し、負傷者を収容し看護に従事する間は、同様に中立の資格を享受すべきものとする。

第3条 前条に掲げた要員は、敵軍の占領後も従前の病院または傷病兵搬送車において職務を継続することができ、あるいは、占領以前に所属していた部隊に復帰するために退去することができる [略]。

第4条 野戦病院の什器物品は、退去の際、携

行してはならない。[略]。

第5条 負傷者を救護する当該国住民を尊重し、また、その自由を妨げてはならない。

[略]。

屋内に収容され看護を受ける、いかなる負傷兵の居場所も確実に保護されるものとする。自宅に負傷者を受け入れた住民は、その家屋を軍の宿舎として徴用されることなく、課される戦時税の一部を免除されるものとする。

第6条 傷病兵は、その国籍を問わず収容され看護されるものとする。状況に応じ、かつ、両軍の合意により、司令官は交戦中に負傷した敵軍の戦闘員を速やかに敵軍の前哨基地に送還するものとする。

治療後、更なる軍務への復帰が困難と認められた戦闘員は本国に送還されるものとする。移送される傷病兵、および、その随伴要員は、完全に局外中立であるとみなされるものとする。

第7条 病院、傷病兵搬送車、および、傷病兵を後送する移送班には、明瞭に識別される統一旗を表示するものとし、いかなる場合も国旗を併用するものとする。

中立の資格を有する者は、腕章を着用する。ただし、その交付は軍当局の決定に委ねるものとする。

旗および腕章は、白地に赤十字とする。

第8条 本条約の履行は、交戦国軍の司令官が本国政府の訓令を得て、本条約に定められた諸原則に準じて規定されるものとする。

第9条 本条約に署名した締約国は、ジュネーブでの国際会議に全権使節を派遣しなかった諸国政府に対し、本条約への加盟を勧奨することに同意した。[略]。

第10条 本条約は批准を要し、批准書は今後4カ月以内、または、可能であればそれ以前にベルンで交換すべきものとする。

その信念に基づき、各全権使節は本条約に署名のうえ調印を行った。

1864年8月22日、ジュネーブにて。

2-10. ナイチンゲールの改心

2-10-1. ナイチンゲールはデュナンの提案に反対していた

著書『ソルフェリーノの思い出』を世に出した頃、デュナンはこの本をナイチンゲールにも送り、民間ボランティアを主体とした負傷兵救護組織設立について賛同を求めたことがあった。しかし、ナイチンゲールは彼女の秘書役を務めていた甥のハリー・バーネー卿を通じて、「賛成できかねる」との返事を送ってきた¹⁴⁸。

ナイチンゲールの考え方は、「あくまでも各国の軍の医療機関が自らの軍隊の戦病者や戦傷者の救護に対して責任を持つべきであるのに、民間救護組織を設立することは国家の責任を安易に放棄させ、結果として戦争に手を貸すことにつながりかねない」というものであった¹⁴⁹。

ソルフェリーノの戦いの5年前に起こったクリミア戦争の経験から、イギリスはすでに戦時救護の重要性について十分に学んでおり、いざ戦争になれば無給の看護人制度をいつでも拡張できるという自信がナイチンゲールにはあった。また、専門の看護職の育成に力を入れていたナイチンゲールにとって、技術的かつ経済的サポートも不十分なままの素人を民間ボランティアとして救護組織の中心に据えようというデュナンの構想そのものに対して、権威ある専門家の見地から疑念を禁じ得なかったのではないかと思われる¹⁵⁰。

2-10-2. 救護要員中立保障の重要性に気づき、考えを改める

しかし、1870年に始まったフランスとプロシアの間での戦争の様子を知ったナイチンゲールは、己の認識と考え方を改めることになった。どれだけ一国の軍隊が看護人や救護資材設備などを増やしたとしても、それがひとたび戦場で敵の攻撃を受けてしまえば何の意味もなくなるではないか。敵味方なく負傷兵を救護する中立の赤十字という組織が掲げる標章と、その標章があるところには攻撃を行わないという国際的な取り決めが持つ意味合いとその重要性について、ナイチンゲールはついに理解し納得したのであった¹⁵¹。

その結果、ナイチンゲールがイギリス国内で世論に働きかけたことが契機となり、イギリスはジュネーブ条約を批准し、国内に赤十字社を設立する運びになったという¹⁵²。

2-11. デュナンのその後の人生

2-11-1. 五人委員会は所期の目的を達成した

デュナンが『ソルフェリーノの思い出』で訴えた2つの提案であるボランティア民間救護団体の設立と国際条約による保護は、五人委員会の信じがたい活躍により、わずか一年半で実現を見た。もともと五人委員会のメンバーは目的を達成した後には解散して別々の道に進むつもりであった¹⁵³。

しかし、デュファールが名誉総裁に退き、モアニエが総裁となった国際委員会（五人委員会）では、この委員会が各国救護社間の連絡を継続して取り合い、全体の共通目的に関する一般的利益を守っていくことが必要とされているという認識に変わっていた。デュナンはただただ夢を叶えることを目的としていたのだが、モアニエは組織に新しい目的を付与して存続させることによって、己の地位と影響力を維持し拡大することに関心を持っ

ているように見えた¹⁵⁴。

一方、デュナンは五人委員会における地位や権力に関しては淡泊であった。外交会議の開催を控えた1864年5月25日、デュナンはモアニエに「辞意」を伝える以下の内容の手紙を書いている。モアニエはこの時はデュナンを慰留し、デュナンもそれを受け入れた¹⁵⁵。

さて、我々の仕事の前進と発展に向けて私
が貢献できそうなことは、すべてやってきた
と存じます。私はきっぱりと身を引きたいの
です。この仕事に積極的にかわることはや
めますから、もう私を当てにしないでいた
だきたい。私は舞台裏に引っ込むつもりで
おります。事業はすでに緒に就きました。私
は神の御手にある道具のひとつに過ぎな
かったのです。この事業を推し進めていく
には、私よりもっと適任の方々がいるはず
です¹⁵⁶。

2-11-2. 普墺戦争で明らかになったジュネーブ条約の意義

1866年6月、プロイセン王国とオーストリア帝国の間で普墺戦争が勃発した。オーストリアはジュネーブ条約未加入であり、国内救護社も未設立であった。一方のプロイセンはジュネーブ条約の最初の加盟国の一つであり、赤十字社の設立はもちろんのこと、すでに見事に訓練されて装備の整った医療救護班が軍を支援していた¹⁵⁷。

ジュネーブ条約を厳正に適用したプロイセンは、敵側に何ら見返りを求めることなく、戦場での救護と看護を行った結果、両軍の戦死者の数には顕著な差が現れた。死者の多さに愕然としたオーストリアは戦争の終結を待たずしてジュネーブ条約に加入することになった¹⁵⁸。

2-11-3. プロイセン王妃の賞賛を受け人生絶頂の時を迎える

大勝したプロイセン軍の凱旋パレードを迎える貴賓席には、きらびやかな軍服の人々に交じって黒いフロックコートを着たデュナンの姿があった。彼を招いたのはプロイセンのアウグスタ王妃（戴冠女王）であった。アウグスタは負傷兵の救護活動に強い関心を持っており、ナイチンゲールと面会して指導を乞うたり、自ら負傷兵の看護にあたりたりしていた。1865年には、負傷者の世話や兵士のための資金調達に貢献した女性に与えられるルイーズ勲章を創設した。1866年には、傷病兵の支援をする愛国婦人協会を設立した¹⁵⁹。

その夜、デュナンは王室に招かれた。後のドイツ帝国初代皇帝になるヴィルヘルム1世は、デュナンに、ジュネーブ条約に対する称賛の思いとその重要性について明言した。数日後、デュナンは彼の妻であるアウグスタ王妃に招かれた。アウグスタは赤十字の腕章を着けてデュナンを迎えた。『ソルフェリーノの思い出』を読んで以来、自分はデュナンの信奉者であり、コレラの危険をもちえりみず、負傷兵の看護に出向くことを自らの使命と考えるようになったと述べた¹⁶⁰。

この時のデュナンの感激ぶりは想像に難くない。これまでの苦勞が報われた瞬間であったろう。この時こそが、まさにデュナンにとって人生の絶頂であったと言ってよいのかもしれない。しかし、デュナンばかりに世の称賛が集中することを妬みとともに面白く思っていない人々も少なからずいた。その代表格が、デュナンのある意味では身勝手とも言えるような独断専行に振り回されてきた現実主義者のモアニエであった¹⁶¹。

2-11-4. 破産宣告で故郷を追われる

『ソルフェリーノの思い出』の著者、赤十字運

動の提唱者、ジュネーブ条約締結の立役者、そういった名声と栄誉は、デュナンをヨーロッパの各国で有名人に押し上げたが、それゆえ彼は各国を駆け巡り続けさせられ、ジュネーブを不在がちになっていた¹⁶²。

デュナンが社長を務めていたアルジェリアの製粉会社「ムーラン・ド・モン・ジェミラ」の経営は疎かになり、資金繰りは危機を迎えていた。1867年5月、デュナンが直前に理事に就任し、アルジェリアの事業に投資していたジュネーブ信託銀行が倒産した。一番ではデュナンら経営陣に重大な責任はないとされたが、再審はこれを破棄して主にデュナンに全損害の個人的責任があるという判決を下した¹⁶³。

この判決によって、デュナンの自己破産が確定し、彼の名声と信用は完全に失墜した。厳格なカルヴァン主義の発祥地でありプロテスタンティズム精神にみなぎるジュネーブに彼の身の置き場はなくなってしまった。破産宣告の知らせをパリで受け取ったデュナンは、その後、生涯にわたって故郷ジュネーブに足を踏み入れることはなかった¹⁶⁴。

事業失敗と信用失墜の原因について、デュナンは次のように述べている¹⁶⁵。

熱烈な想像力と、物事に興奮しやすく、また人を信用しやすい性格ゆえに、私は道を間違えてしまった。ひ弱で文学的な私のような人間が、何もわからない仕事に自分を巻き込んでしまい、騙されてしまったのだ。私は自分の単純さ、無能さ、経験不足と世間知らずの結果として、ひどい目にあわねばならなかった。さらに自分が進んで助け、自分の血を惜しまずに守ろうとした人々にも、損害を与えてしまったのだ¹⁶⁶。

2-11-5. 赤十字から追放される

1867年8月25日、パリの万国博覧会で開催された第1回赤十字国際会議において、デュナンはオーストリア、オランダ、スウェーデン、プロイセンそしてスペインの各国「中央委員会（国内委員会、救護社、のちの赤十字社）」から名誉会員に推薦され、さらに、モアニエ、デュフルと共に「万国博覧会金賞」を受賞した¹⁶⁷。

しかし、国際委員会（五人委員会）のデュナンを切り捨てる方針はこの時点でほぼ決定していたと思われる。この日の会議でモアニエはデュナンと目を合わそうともせず無視を決め込み、まるで見知らぬ人を見るかのように振る舞った。また、「万国博覧会金賞」は当初デュナン一人に贈られる予定であったが、モアニエの工作でモアニエ自身とデュフルを含む3名に贈られることになったため、賞金はデュナン個人ではなく国際委員会に入るようになってしまった。お金に困っていたデュナンに対する嫌がらせという風にとれなくもない¹⁶⁸。

そして、まさにこの当日、空気を察したであろうデュナンは、パリから「国際委員会の書記を辞任する」と申し出る書簡を国際委員会に送った。9月6日、国際委員会の定例会では、デュナン不在のままこれを審議し、書記だけではなく「委員そのものを辞任させる」ことを立ち所に承認した。デュナンの不名誉によって国際委員会や赤十字運動自体の信用や威信が損なわれかねないことを恐れた、赤十字からデュナンに対する決別宣言であった。当日の議事録には、以下のように極めて冷淡な記述のみが残されている¹⁶⁹。

デュナン氏が8月25日にパリから書き送った書簡をモアニエ氏が読み上げた。そこには、委員会書記職を辞任したい旨が述べら

れていた。返答として、書記職のみならず委員会委員の辞任も了承された¹⁷⁰。

その後の数年間にわたって、デュナンが友人から援助や支援を請うことを妨害するためにモワニエが影響力を行使した形跡が残っている。たとえば、ナポレオン3世は、デュナンの友人たちが残りの半分を担保するならば、デュナンの負債の半分を自分が引き受けてもよいと申し出たが、これもモワニエによって阻止されたとされている¹⁷¹。

2-11-6. 失意と貧困の中で慈善活動を続ける

デュナンの活動はこれ以降、赤十字とは一切公的な関係を有しない私的なものとなった。委員会から追放された後もデュナンは国際委員会の便箋を使用することがあったが、それすら見つけられては、「以後、委員会の名において行動することのないように」とモアニエからきつく警告された¹⁷²。

無一文になったデュナンは、イギリスの資産家未亡人カストナー夫人の援助を受けながら、ヨーロッパの各都市を慈善事業をしつつ転々とした。苦しい生活の中でも、捕虜の状態改善や戦争回避のための仲裁裁判所の設立、貧困者教育、奴隷廃止、パレスチナのユダヤ人救済問題などに関心をもち続け、これらに関する言論活動を精力的に続けた¹⁷³。

赤十字追放から20年後の1887年、デュナンはスイス北東部の山村ハイデンに手荷物一つ持たずに辿り着き、公立病院で療養と隠遁の生活に入った。世の中の人々はほとんどデュナンの功績など忘れてしまい、覚えているわずかな人ですら、彼はすでにこの世を去ったのだと思っていた。ハイデンに辿り着いた時のデュナンの様子を伝記は以下のように記している¹⁷⁴。

あまりに貧乏で、着替えすら1枚も持って
いなかったの、下着を洗濯する日には、ベッ
ドにもぐりこんで過ごさねばならなかった。長
く伸びた白いあごひげから、かなりの高齢か
と思われたのだが、それはずっと貧しく惨め
な思いをしてきたからで、それから逃れようと
この奥深い田舎町に身を寄せたとき、実はま
だ59歳だった。健康状態はとても悪く、長
年耐え忍んできた困窮のせいで満身創痍だっ
た。右手は湿疹でひどくただれており、その
痛みで字を書くことさえまならなかった¹⁷⁵。

2-11-7. 忘却の淵から甦る

それからさらに8年経った1895年のある日、
「デュナンは生きていてハイデン公立病院にいる」
という話を耳にしたゲオルグ・バウムベルガーと
いう若いスイス人新聞記者が、半信半疑で訪ねて
きた。当初、デュナンは話をしたがらなかったが、
やがて堰を切ったように数奇で波乱に満ちた生涯
の物語を情熱的に語り出した。バウムベルガーが
このことを新聞で紹介したところ、各地の新聞に
転載され、一大センセーションを巻き起こすこと
となった¹⁷⁶。

誰もがデュナンは死んだと思っていたし、むし
ろ生死すら話題に上ることなくとうに忘れ去られ
ていた。一方、この頃には赤十字の存在とその活
躍ぶりは世界中に知れ渡っており、ジュネーブ条
約にはすでに42カ国が調印していた。発展めざ
ましい赤十字運動のすべての原点に、薄暗い片田
舎の病室から突如現れたこの貧しい老人が関わっ
ているという驚きの発見に世界は興奮した¹⁷⁷。

翌年の5月8日、デュナンの68歳の誕生日に
は、全世界から称賛のメッセージや贈り物が届け
られた。ドイツではデュナンのための募金活動が
始められた。スイスや他の国からも支援の申し出

があった。各国の赤十字社や福祉団体からは、デュ
ナンを会員や名誉社長にしたいという申し出が寄
せられた¹⁷⁸。

ただし、晩年のデュナンはうつ病を患っていた
ようであり、かつての債権者から取り立てを受け
たり、モワニエから不始末に対して厳しい追及を
受けたりすることを恐れるといった被害妄想の症
状に悩まされたりもした。毒殺の危険から身を守
るため、病院の料理人に目の前でまず料理を毒見
するよう要求したこともあった¹⁷⁹。

また、カルヴァン主義やその他の宗教団体全般
に対しては軽蔑を表して拒絶した。厳格なプロテ
スタント主義の精神にみなぎるカルヴァン主義
の街から借金を抱えたまま未返済で逃げ出したま
までいるという後ろめたさは、デュナンの精神を
深く蝕むほどの痛みと苦しみを彼にもたらしてい
たのであった¹⁸⁰。

2-11-8. 第1回ノーベル平和賞が授与される

1897年、スイス連邦議会はデュナンに勲章を
授与した。世界はデュナンを「赤十字の創始者に
してジュネーブ条約の提唱者」として再認識する
ようになった¹⁸¹。

1901年、デュナンと彼の旧友でフランスの博
愛家フレデリック・パシーに世界で最初のノー
ベル平和賞が授与された。デュナンはノーベル賞の
賞金をすべてスイスとノルウェーの慈善団体に寄
付する手続きを取った¹⁸²。

隠棲後もデュナンは世界情勢に関心を持ち続
け、軍縮や平和に向けての活動に言及していたが、
1910年10月30日、82年に及ぶ偉大で波乱に満
ちた生涯を静かに閉じた。彼の最期の言葉は「人
道はどこへ行ってしまったのだ(Where has hu
manity gone?)」であったという¹⁸³。

3. 分析と議論

3-1. 分析のための枠組み：4つの“きょうどう”

森田（2019）は、コミュニティ志向型組織に不可欠な要素である「共同（Community）・協同（Cooperation）・協働（Collaboration）・教導（Communication）」をまとめて、「4つの“きょうどう”（4C）」と総称した¹⁸⁴。

「共同（Community）」から「協同（Cooperation）」が生まれ、そこから「協働（Collaboration）」が形づくられる。そして、それらを生み出すためには、「教導（Communication）」が必要である。これが4Cの相互関係である¹⁸⁵。

本研究では、この枠組みに沿って分析と議論をおこなっていく。本節では、改めて4つのきょうどうの定義について確認した上で、前節で記述した事例の内容を項目毎に対応づけながら整理し議論をおこなうこととする。

3-2. 第1の“きょうどう”：共同（Community）

3-2-1. 定義

地域社会の住人は、その地域で活動したり生活したりする上で同じ利害関係を共有している。「地域性」と「共同性」を併せ持つ地域社会というのは、特定の公共財あるいはクラブ財を共有する共同体、すなわちコミュニティを自然と形成している¹⁸⁶。

彼らは特定地域に長年にわたって居を構えることが多いため、愛着やコミットメントが生じるとともに、移動や移転に関する心理的かつ経済的費用が大きくなる。つまり、人は住み慣れた愛着のある街や故郷を捨てて出て行き難くなる¹⁸⁷。

地域社会には成員が共通かつ同様に有する「共同性」が存在する。これを本研究では、コミュニ

ティ志向型組織における「第1の“きょうどう”」と位置付け、「共同（Community）」と呼ぶ¹⁸⁸。

3-2-2. ジュネーブは禁欲的プロテスタンティズムの共同体

キリスト教カルヴァン派では、信者に対して「世俗職業を天職とみなして励むこと」、「生活は質素で禁欲的であること」、「隣人愛を実践すること」を説いていた。

カルヴァン主義を信奉する共同体においては、このような原則に適う行動が増えていくことや、そのような行動を互いに認め合い称賛し合う言動が広まっていくことで共有価値が増していく。すなわち、そこに共同性が生じ、それが増大していくことになる。

宗教改革者カルヴァンを生んだスイスのジュネーブは、キリスト教カルヴァン主義の街であった。五人委員会のメンバーは恵まれた家庭に生まれ、カルヴァン主義プロテスタンティズムの世界観や価値観の元で教育を受け育てられた。

デュナン以下、五人委員会のメンバーを取り巻くジュネーブという都市、さらにはスイスという国家は、禁欲的労働と隣人愛に基づく公共への奉仕という価値観を色濃く共有する共同体（community）であったと言える。

このような共同体には他と比べても社会的弱者に対する支援のための慈善活動に熱心に取り組む動機が生まれやすく、またそのような行為が共同体内で「善き行い」として高く評価されやすいという特徴を持つ。

生活に不自由しないからこそお金では買えない名誉を重んずるという点においては、王侯貴族や上流階級の人々こそ、「善き行い」から得られる救いの証明と周囲からの敬意や称賛を何よりも強く求めるようになるであろう。

よって、赤十字運動の発祥地がスイスのジュネーブであったことは単なる偶然によるものではなく、人道的精神の醸成とその実践的行動が尊ばれるとともにメンバー間で推奨や支援を受けやすい環境を有する共同体であり、赤十字運動の誕生にとって肥沃な苗床の役割を果たしたと言える。

3-2-3. 五人委員会に見るプロテスタンティズム精神の現れ

これらの主張を裏付けるため、五人委員会のメンバーに関する事例記述の中からいくつか事実を示しておく。

デュナンの父は「息子に教養と洗練された気品と世界に関する博識を身につけさせるとともに、天職を通して公共に奉仕せよとする厳格で禁欲的なプロテスタントの教育を授けた」。

デュナンは、「18歳のときから、私は自分の余暇を、貧しい人々、身体の不自由な人々、死の淵にいる人々を訪ねて、その支援と慰安のために費やしていた」。

モアニエは「私には人々と我が国家の役に立ちたいという思いがあり、それが私の原点でした」と友人に伝えている。

デュフルは「兵士は、女性、子供、高齢者、聖職者を保護しなければならない。非戦闘員を傷つけるものは、名誉と祖国の国旗を汚す者である」と語っており、人道的精神と寛容な人格に対してスイス国民から尊敬を集めていた。

アッピアは、「ソルフェリーノの戦いに関

して、牧師であった弟のジョルジュから戦争の負傷者と犠牲者に関する悲惨な報告を手紙で受け取った。彼は急ぎ現地に向かい、外科医として野戦病院での看護や治療にあたった」。

アッピアの「深い信仰は、人道的使命のインスピレーションを彼の人生にもたらした。アッピアの父と兄弟は牧師であり、アッピアはジュネーブのオラトワール礼拝堂で定期的に礼拝に参加し、福音協会と聖書協会のメンバーであった」。

モノアールは「病気や怪我をした近所の人々の世話を手伝い、医学の実践的な知識を身につけた」。

3-2-4. 国民国家の成立と一般国民の共同体感覚

この時代のヨーロッパは、専制君主制から立憲君主制への移行期であり、やがて連邦国家や民族国家といった「国民国家」の成立が始まっていった。国民国家になると、貴族や傭兵といった職業軍人だけでなく、一般の国民自身が徴兵制度によって戦争に送り出されるようになった。

また、産業革命の進展に伴い威力を高めた新鋭兵器が次々に投入されて軍隊の攻撃力や殺傷力は飛躍的に高まったが、一方で軍の衛生制度は貧弱なままであった。このため、「国民軍隊の兵士たちは戦場において歴史上かつてないほどの悲惨な状態に置かれ」、「家族を戦場に送り出していた国民はその恐るべき事実を戦地からの報道で知るや否や、非常に強い衝撃を受ける」ことになった。

それまで他人事であった戦争や戦場が多くの国民にとって「我が事」になった。王族や貴族以外の一般市民や農民にとっても、国の興亡や隆盛衰

退が自分たちの生命や財産に直結する感覚を持つようになり、やがて「我らが国家」という愛国心や共同体感覚を抱くようになっていったであろう。

ある種の運命共同体でもある民族国家や国民国家の成立は、それまで一般の国民にとっては都市や農村といった狭い範囲にしか及ばなかった共同体感覚の範囲を、国家全体にまで広げていったと考えられる。

国家を「我が国」として、戦争を「我が事」として国民が捉えるようになると、国家という単位に共有価値、すなわち共同性が生ずるようになる。

よって、ここに負傷兵を救護するための民間ボランティア組織である「救護社」すなわち「赤十字社」を平時に自国内に設立しておくというアイディアに、指導者層だけでなく、一般国民自身の中にこれに賛同し協力していこうという空気が醸成されていくことになったと考えられる。

3-2-5. 人道と文明を背景にした人類社会という共同体概念

『ソルフェリーノの思い出』の中でデュナンは、「負傷兵救護団体」の創設について、「人道と文明とは、ここに示したような事業を、どうしても必要であるとして要求する。これは義務であるとさえ考えられる。この義務を果たすことに、少しでも勢力のある人間はみな協力し、善人はすべて少なくともその意思を参加させなければならない」と熱く訴えかけている。

人道と文明に基づいて全ての人々が義務を負うということは、救護社すなわち赤十字社の設立とその活動の戦場における保護は、「人類社会の義務」ということになる。

国や大陸が異なれば、人種、民族、言語、宗教、文化、価値観、規範など、そこには様々な違いが生ずるであろう。しかし、「人道と文明」に関し

ては、それらの違いを乗り越えて人類としての共通性を見出せるのではないか。

すなわち、「人道と文明」という価値を共有することができれば、そこに共同性が生じ、「人類社会」という共同体概念を成立させることができる。つまり、国や民族あるいは宗教が異なっていたとしても、そして国家間の利益には対立があったとしても、同じ人類社会の一員として「赤十字運動」に関しては協力することで人類共通の利益を得ることができるのではないかという考えに行き着く。

デュナンの提案には、国や宗教や大陸の違いを越えて、我々は「国際社会すなわち人類社会という一つの共同体ではないか」という考え方が底流に存在していると見なせる。つまり、国際連盟の設立よりも 60 年近く前に、デュナンの構想には地球規模の共同体概念が含まれていたことになる。

3-2-6. 本項のまとめ

デュナンの生地であるとともに、五人委員会が生まれたのはスイスのジュネーブであった。ジュネーブはカルヴァン主義の街であり、「世俗職業を天職とみなして励むこと」、「生活は質素で禁欲的であること」、「隣人愛を実践すること」という教えが行き渡っていた。禁欲的労働と隣人愛に基づく公共への奉仕というプロテスタンティズム精神を共有する共同体であった。

赤十字運動がスイスのジュネーブで生まれた理由は、人道的精神の醸成とその実践的行動が尊ばれ、周囲からの支援を受けやすい共同体であったからである。

国民国家の成立は、国家を一般国民にとっても「我が国」に変えた。共同体の範囲は国家全体にまで拡張されることになり、国家という単位に共同性が生ずることになった。よって、自国内に負

傷兵救護のための赤十字社を設立するというアイディアには、一般国民からの賛同が得られやすくなった。

デュナンの提案には、赤十字社の設立とその活動の戦場における保護は、「人類社会の義務」という考え方が含まれていた。「人道と文明」という価値を共有することができれば、「人類社会」という共同体を成立させることができる。デュナンの構想には地球規模の共同体概念が含まれていたことになる。

3-3. 第2の“きょうどう”：協同 (Cooperation)

3-3-1. 定義

特定の共同体の成員の中から、公共財やクラブ財の価値を高めていこうという共通の動機を持つものが現れてくることがある。彼らは共通の利益を認識し、それを維持し増やしていくことを目的として共有するようになる。さらに、その目的を達成する、あるいはそれに近づいていくことに対して、自らの資源や努力を投入しようという「貢献意欲」を持つ人びと同士で組織を形作ろうとする段階に進むことがある¹⁸⁹。

共同体の中から、共同体に共通の利益を増やしていく目的と、それに対する貢献意欲を共有するものたちが自ら組織を形成することを、「第2の“きょうどう”」と位置付け、「協同 (Cooperation)」と呼ぶ¹⁹⁰。

3-3-2. 五人委員会という「国際規模」の共同体を視野に入れた協同体

モアニエは、「ジュネーブ公益福祉協会の会員となり、機能不全に陥っていた協会の立て直しに尽力した」。入会から2年後の「1857年12月には弱冠31歳で会長に選出されることになった」。ジュネーブ公益福祉協会はまさに協同組織であ

り、わずか2年で会長の地位にまで登り詰めたモアニエが、死に体に近かったこの組織に息を吹き込み直して形を作ったことが想像できる。

そして、このジュネーブ公益福祉協会が設置した「戦傷者救護のための小委員会」こそが「五人委員会 (国際委員会, ジュネーブ委員会)」, のちの「赤十字国際委員会」の起源である。

ジュネーブ公益福祉協会はスイスの一都市ジュネーブという共同体の共通利益を増進していくために生み出された協同体である。それゆえ、デュナンの提案である負傷者救護団体の創設について「本件は当協会が取り組むべき案件にあらず」と否定したのは当然のことであった。

しかし、モアニエは諦めることなく、「デュナンの考えを発展させた草案をジュネーブ公益福祉協会で作成し、同年9月にベルリンで開催される予定の国際福祉学会で発表する」ことに絞って再提案し、これを認めさせた。

この時、ジュネーブ公益福祉協会のメンバーたちは、自分たちが設置した作業部会である「戦傷者救護のための小委員会」が自分たちの手を離れてしまうことはもちろんのこと、母体となった協会の規模の点でも影響力の点でもはるかに上回る国際組織に育っていくことなど想像すらしなかったであろう。

しかし、五人委員会は1863年2月17日に開催された最初の会合でいきなり、「委員会の名称を『負傷兵救護のための恒久的な国際委員会』と改めて、公益福祉協会から負託を受けた権限と期間が終わった後も存続させる」ことを決めた。自らを産んだ共同体であるジュネーブという一都市のサイズを大幅に上回る「国際規模」の共同体を視野に入れた「国際委員会」という協同体を5人の委員たちは自らの手で作り上げたのである。

3-3-3. 各国赤十字社は自国民の手によって設立する協同体

1863年3月17日の第2回会合で五人委員会は、「委員会自身が救護組織を設立することは不可能であることを認め、各国政府に対して設立を呼びかける」ことを決めた。そして、救護組織の基本理念として、「国の承認を得て権限を与えられること」と定めた。

中央組織が各国に支部を作るというピラミッド型の垂直組織ではなく、中央はあくまでも呼びかけや連絡と調整の役割に徹し、各国が自らの意思と行動で組織した「救護社」が相互に繋がり合うという、ネットワーク型の水平組織を選択したことになる。これは意図的というよりは、非力な五人委員会にとってこれ以外の方法は取り得ないという現実的な落とし所であった。

しかし、このことがジュネーブ条約に加入した各国において「負傷者救護のための国内委員会」という名の救護社、のちの各国赤十字社を設立する際に、自発的かつ能動的に自国民の手によって誕生させた協同組織であるという認識と思い入れを付与することになった。

実際、最初に加入した国の一つプロイセン王国では、1866年6月の普墺戦争の時点で「赤十字社の設立はもちろんのこと、すでに見事に訓練されて装備の整った医療救護班が軍を支援して」おり、「敵側に何ら見返りを求めることなく、戦場での救護と看護を行った結果、両軍の戦死者の数には顕著な差が現れた」。

それに対して、「死者の多さに愕然としたオーストリアは戦争の終結を待たずしてジュネーブ条約に加入する」こととなった。自発的かつ能動的に赤十字社を設立してこれを磨き上げていたプロイセンとジュネーブ条約の精神に対して冷淡な態度を取っていたオーストリアの間で、戦争の勝敗

を分けるほどの差がついていたことになる。

また、プロイセンでは、後のドイツ帝国初代皇帝になるヴィルヘルム1世が、「デュナンに、ジュネーブ条約に対する称賛の思いとその重要性について明言」し、彼の妻であるアウグスタ王妃が「赤十字の腕章を着けてデュナンを迎え」、「『ソルフェリーノの思い出』」を読んで以来、自分はデュナンの信奉者であり、コレラの危険をもかえりみず、負傷兵の看護に出向くことを自らの使命と考えるようになった」と述べた。お仕着せではなく、自らの意思で赤十字規約とジュネーブ条約の精神に従い行動していたことを物語っている。

3-3-4. 1863年のジュネーブ国際会議は自主的参加の協同体

会議もまた、「共同体に共通の利益を増やしていく目的と、それに対する貢献意欲を共有するものたちが自ら組織を形成する」場合には、ある種の協同体になり得る。

五人委員会は当初、1863年9月にベルリンで開催される国際福祉学会でデュナンの提案を発表することにしていたが、これが中止となってしまった。ここでも五人委員会は常識では発想できない大胆な行動に出る。

ジュネーブにある公益協会にできたばかりの5名のスイス人しかいない作業部会が自らを「国際委員会」と名乗るだけでなく、国際会議を自ら主催し各国代表を招集するという行動に出たのである。五人委員会には歴史も認知もなく、スイス人以外の外国人メンバーはおらず、他国はもちろんのこと自国政府の関与や後援すら得られていなかったにも関わらず、である。

例えば、幕末あるいは明治初期の日本において、地方都市に設立された協会の作業部会が世界各国の代表を招集する国際会議を開催すると宣言した

としたら、どのような反応が返ってきたであろうか。夢想家と呼ばれるか、あるいは正気を疑われることにすらなりかねなかったのではないか。しかし、五人委員会はそれを発想し、実際に実現させたのである。

1863年10月26日、五人委員会が招集したジュネーブでの国際会議には、「14カ国の政府代表18名、4つの博愛団体の代表6名、個人の資格で7名、五人委員会のメンバーを加えると16カ国から合計36名が参加」した。政府関係者だけでなく、博愛団体に加え、デュナンの提案に賛同する個人も参加しているところが、公式の外交会議と大きく異なる点である。命令や強制によって参加させられたのではなく、貢献意欲を持つ者たちが自主的に参加したという意味において、この会議はある種の協同体を形成していたと言っても良いだろう。

実際、オランダ代表の軍医バスティングは「軍の衛生要員と篤志救護員に中立的地位を与える」ためのベルリン提案を議題に載せなかったモアニエ議長に食ってかかり、この提案を各国政府への勧告として採択させることに成功した。バスティングはまさに貢献意欲を持って自主的に参加する協同体のメンバーに他ならなかった。

3-3-5. 本項のまとめ

ジュネーブ公益福祉協会が設置した作業部会に過ぎなかった五人委員会は、いきなり最初の会合で「負傷兵救護のための恒久的な国際委員会」と名を改めて、のちの「赤十字国際委員会」を立ち上げた。ジュネーブという一都市を超える国際規模の共同体を視野に入れた「国際委員会」という協同体を自らの手で作り上げた。

各国赤十字社は、自国民の手によって自発的かつ能動的に設立された協同組織である。ピラミッド型の垂直組織ではなく、自らの意思と行動で組

織した各国赤十字社が相互に繋がり合うネットワーク型の水平組織を国際委員会は採用した。

権威も強制力も持たない単なる公益協会の委員会が招集した1863年のジュネーブ国際会議には、政府関係者だけでなく、博愛団体に加え、デュナンの提案に賛同する個人も参加していた。貢献意欲を持つ者たちが自主的に参加したという意味において、ある種の協同体であった。

3-4. 第3の“きょうどう”：協働 (Collaboration)

3-4-1. 定義

組織化された協同体では、目的を達成するための諸活動が行われることになる。そこでは、成員の増加や時間の経過とともに分業が進んでいき、各部門や各職能が仕事を分担し協力しながら有機的に活動していくことになる¹⁹¹。

個人では対処しきれない課業を遂行する共通目的が生じたとき、貢献意欲を持った諸個人が相互にコミュニケーションをおこないながら、協働体系を形づくるのが組織である¹⁹²。

協同体という組織における分業の活動や労働を、「第3の“きょうどう”」と位置付け、「協働 (Collaboration)」と呼ぶ¹⁹³。

3-4-2. カリスマ的魅力を持つ夢想家デュナン

デュナンは夢想家であるが、その壮大な夢を人々に共感してもらうための発信能力が優れていた。また、その純粹さと愛情の深さが人々を惹きつけた。スイスの英雄デュフェール将軍、オランダのバスティング軍医務監、フランスの皇帝ナポレオン3世、プロイセンの王ヴィルヘルム1世と王妃アウグスタといった偉人や有力者たちを魅了し、自分の夢をサポートしてくれる味方やファンに変えることのできる人格や能力というものはただものではない。誠実な「人たらし」と言って良い。

デュナンの提案に深く感銘を覚えたモアニエがデュナンと面会した時、モアニエはデュナンの夢想家ぶりに愕然とさせられた。これは同時にモアニエが現実主義者であることを如実に示している。

私は彼が自分の夢をどう実現するのかをとくに考えていて、彼しか思いつかなかった救護団体の創設に向けて有益な提案してくれるものと思っていた。ところが、私の思い過ぎだったと言わざるをえない。私に不意を突かれた彼は、発想をどう形にするかの計画はまったくの白紙だとあっさり認めたのだ。

革命思想家、宗教の教祖、世を変えるような発明家、画期的事業の起業家といった人たちに共通する、壮大なビジョンを掲げて多くの人を惹きつけるカリスマ的資質をデュナンに見出すことができる。この能力は余人をもって代え難いものがあり、赤十字運動の創業期に前例のない壮大なビジョンを描くことのできるデュナンというカリスマ・リーダーを得られたことは幸運であったと言える。

しかし、デュナンと同じような能力を持っていたであろうジャンヌ・ダルクやガリレオ・ガリレイやカール・マルクス、あるいは源義経や坂本龍馬といった歴史上のカリスマたちは、事の成就を見届けるどころか、正当な評価や待遇を受けられずに、組織や同志たちから批判されたり追放されたりした挙句、最終的には失意や放浪の果てに惨めな死を迎えていることが多い。

デュナンもまた、夢や理想に向けて猪突猛進するがあまり、己の身を守る慎重さや政治力、物事を地道にマネジメントして組織を育て上げていく能力に欠けていた。思いついたら根回しも相談も無くすぐ行動に移すがゆえ、ベルリン提案やフラ

ンス政府とのジュネーブ条約事前交渉においては独断専行となり、組織人であるモアニエの怒りを買うことになった。

常識に囚われないデュナンのある種身勝手とも思えるような行動は、現実主義者であるモアニエを妬ませたりいらつかせたりする原因となった。赤十字運動がひとたび離陸してデュナンという爆発的な浮揚力を必要としなくなった暁には、冷淡にもデュナンの徹底的排除に走らせることにつながった。

3-4-3. 現実主義の冷静な実務家モアニエ

デュナンは自分自身を省みて、以下のような性格や欠点が己を事業破綻と信用失墜に導いた原因であると素直に認めている。

熱烈な想像力と、物事に興奮しやすく、また人を信用しやすい性格ゆえに、私は道を間違えてしまった。ひ弱で文学的な私のような人間が、何もわからない仕事に自分を巻き込んでしまい、騙されてしまったのだ。私は自分の単純さ、無能さ、経験不足と世間知らずの結果として、ひどい目にあわねばならなかった。

デュナンの自省の言葉をまるっきり正反対の意味に書き換えれば、それはそのままモアニエを描写するものになる。

突飛な想像力には欠けるが、つねに冷静沈着で、また人を簡単には信用しない性格ゆえに、私は道を間違えなかった。タフで合理的な私のような人間は、自分がよく理解してから慎重に仕事に取り組むので、騙されることなどない。私は自分の思慮深さ、有能さ、豊

富な経験、世渡り上手といった特徴の結果として、ひどい目にあうことなどあり得なかった。

しかし、モアニエのような実務とマネジメントに長け、組織を構築して運営していくことのできる政治力を備えた有能な人物がいなければ、思いのまま動く夢想家デュナンは糸の切れた凧のように風に飛ばされていたに違いない。

「ゼロを1にする」ような革命や発明は、デュナンのようなカリスマ創業者の飛び抜けた発想力を必要とする。しかし、「1を10に、10を100に」積み上げていく段階になると、モアニエのような実務家や政治家の出番となる。そのような段階に至ると、独断専行で猪突猛進の創業者の行動は、マネジメントする側からしたら「だるま落とし」や「積み木崩し」を仕掛けられているかのような不安や危険を感じるものなのかもしれない。

赤十字規約が決議され、ジュネーブ条約が締結され、赤十字運動が軌道に乗り始めた時、それは同時にデュナンをそれほど必要としなくなった時でもあるが、モアニエはデュナンの失点を見逃さず、彼の追放に動いた。

賞金がデュナンの手に渡らないようにしたり、ナポレオン3世がデュナンの借金の半分を肩代わりすることを阻止したり、あるいはデュナンが友人たちに援助や支援を乞うことを妨害したりした。追放後はデュナンが国際委員会の便箋を使うことすら許さず、執拗に追及した。

モアニエのことをひどい人間と思うかもしれない。しかし、組織を守るために排除せねばとひとたび決めた相手に対して、冷静かつ冷酷に情に流されることなく容赦のない手を打つことができるのも政治的リーダーに必要な資質なのかもしれない。

3-4-4. 赤十字誕生に必要な最高のペア「デュナンとモアニエ」

デュナンとモアニエは、陽と陰、夢想家と実務家、理想主義者と現実主義者、革命家と政治家といったように、全く異なる性質と能力を有する二人であった。

しかし、こと赤十字運動の誕生期においては、それゆえに二人は相互補完の協働関係を築くことのできる最高のペアであった。この二人無くして、このタイミングでこの場所に赤十字は生まれなかったであろう。

互いに相手を「必要悪」と見なすような緊張関係にあったのかもしれないが、赤十字を世に生み出すためにもたらされた天の配剤であったのは間違いない。

3-4-5. 五人委員会に絶大な信用を付与した英雄 将軍デュフル

五人委員会は、ジュネーブにある公益協会にできたばかりの単なる作業部会に過ぎなかった。そのような歴史も権威も認知もない委員会が自らを「国際委員会」と名乗り国際会議を招集できたのは、メンバーにスイスの英雄デュフル将軍がいたからに違いない。

デュナンが35歳、モアニエが37歳であったのに対して、デュフルはこの時76歳の大長老であった。スイスの歴史上最初の将軍であり、祖国分裂を防ぐための内戦を最小の死者負傷者数で疾風の如く勝利したことで知られ、委員会結成時には上院議員でもあった。

また、人道的精神と寛容な人格によってスイス国民の尊敬を集める英雄として、「アンリー・デュナンの先駆け」とも呼べる存在であった。

フランス皇帝ナポレオン3世は士官学校教員時代の教え子でもあり、その後も親交は続いていた。

スイス国内だけでなく、ヨーロッパ各国でも名の知られた将軍であった。

「あのデュフル将軍が五人委員会の総裁である」というだけで、委員会の信用は担保できたであろうし、委員会が発信する人道的なメッセージに関しても、「デュフル将軍ならさもありなん」というように国内外の人々に納得してもらえたであろう。とくにスイス連邦政府やスイス国民からは絶大な信用を勝ち得ることに成功していたに違いない。

デュフルは「既に衛生隊を保有している各国軍部の反発を招き、救護組織の設立を妨害されることを恐れていた」。それゆえ、軍部の妨害を最小限に抑える事のできる条約草案に導いたり、会議の席上でも高名なスイス軍司令官の立場から他国の軍関係者を納得し安心させる説明を行なったりで、ジュネーブ条約を締結に導いた。

デュフルの名誉や信用とその重み無くして、五人委員会がわずか2年足らずでデュナンの2つの提案を実現することなどあり得なかったであろう。デュフルもまた赤十字運動の誕生プロセスにおける協働で欠くことのできぬ人物であった。

3-4-6. 理論と実践を融合した戦傷外科の権威アッピア

若くして戦傷外科の権威であったアッピアは、ソルフェリーノの戦い後の看護や治療で目覚ましい実績を挙げ、イタリア政府から「2番目に高い勲章である『聖モーリスとラザロのメダル』」を授与されるなど、高く評価されていた。デュナンが『ソルフェリーノの思い出』を執筆する際、アッピアは「医学用語や医療器械などについて戦傷外科の視点から助言を与えた」。

アッピアは、第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン戦争の視察のため、五人委員会から戦

地のプロイセン王国軍に派遣された。アッピアは、「赤十字腕章をつけて病院や救護所を訪問し、自ら治療にあたるとともに、軍に対して救護社への理解を求める活動をおこなった」。

デュナンとモアニエには医療や看護の専門知識はなく、戦場での救護や看護についても自らの限られた体験から得た断片的な知識に頼るほかなかった。しかし、アッピアは外科医であるとともに、戦場での経験も豊富で、それらを戦傷外科に関する論文や著書として発表するなど、体系化や理論化の能力にも長けていた。

45歳と戦場を駆け巡ることのできる若さも持ちながら、一方で各国の軍医に対しても引けを取らない戦傷外科の権威としての実績があるアッピアは、赤十字運動の誕生期の協働関係において得難い存在であったことは間違いない。アッピアがいなければ、国際委員会の戦場救護に関する見解は専門性や現実性の裏付けを大きく欠くものとなり、各国軍医たちに与える信用度や説得力が著しく劣ったものになっていたであろう。

3-4-7. 弱者や大衆の目線を知る魅力的な人物モノアール

外科医のモノアールは他の五人委員会メンバーと異なり、経済的に豊かではなかった。モノアールは、「家業の財産がなく、またスキャンダルの影響もあり、周囲からの物質的・経済的サポートにも恵まれていなかった」。モノアールは、「両親に加え、亡くなった前妻との子、2番目の妻との子など5人の子どもを含む大家族を養う」必要があった。

モノアールは「生活していく上で大変な努力を強いられた苦労人」であり、それゆえ「上流階級の人びとが持ち合わせていない庶民感覚を持つ稀有な人物」でもあった。

五人委員会の最初の会合でモノアールは、「他のメンバーとは異なる視点から、指導層や上流階級だけでなく、一般大衆への認知を広めて彼らの支持を得ることの重要性を指摘した」。

これこそが五人委員会における協働関係の中でモノアールが果たしていた独自の貢献を物語るものであろう。どうしても王侯貴族や恵まれた上流階級の視点で物を見たり考えたりしがちな他のメンバーと異なり、モノアールだけが生活に苦労している一般大衆の視点から意見を出すことができた。

また、前の夫の殺人スキャンダルに巻き込まれた妻との間に婚外子を設けていたと噂されていたモアニエは、カルヴァン主義の街で冷たい目に晒されながら生活していた。それゆえ、彼は厳格なプロテスタンティズムがモラルを犯した者に対して示す厳しさと冷たさと、盲目的にそれに従いながら正義感を振りかざして「悪しき行い」をした者を集団になって罰する大衆の姿から人間の本質について学ぶことも多かったであろう。

しかし、モノアールは、「非常に知的で魅力的であり、その明晰で思慮深い判断力について高く評価」されていた。「ユーモアのセンスに優れており、人々を魅了した」といわれる。厳しい環境の中でも屈折することなく、明るく思慮深い魅力的な人格を磨き上げたことに対して深い尊敬の念を禁じ得ない。彼の存在は、デュナンとモアニエの緊張関係でぎすぎすしがちな五人委員会の空気を和やかで建設的なものにする効果があったことは間違い無いだろう。

そして、モノアールは、「12歳下のアッピーアと親しい友人であり、若きアッピーアのジュネーブ社会におけるメンターであった」。この苦労人が五人委員会にいてくれたことによって、アッピーアはどれほど心強かったか想像に難くない。

モノアールは、南北戦争時のアメリカ合衆国に

おけるボランティア救護組織の活動について調査を行い、「一般婦人が短期訓練を受けて負傷兵看護に参加すること」に驚きと感銘を受けた。モノアールは民間ボランティア組織による負傷兵救護活動に頑なに反対しているヨーロッパの軍人たちに次のように訴えた。

ヨーロッパの軍当局者は、戦場では軍隊と民間人は融合できないと言うが、ではなぜアメリカではそれが可能なかと問いたい。アメリカでは、民間の医師や看護者、衛生資材、食糧が戦場で有効に機能し、兵士たちに敬意をもって受け入れられている。ヨーロッパの軍人たちは、無意識のうちに軍服に誇りを持ちすぎ、民間の看護者に偏見を持っているのではないだろうか。

人間の強さも弱さも、そして美しさも醜さも知っている。民間の中で揉まれてきた苦労人モノアールだからこそ、この言葉は強い説得力を持って他の人々の心に響いたことであろう。

3-4-8. 本項のまとめ

デュナンは、世を変えるような壮大なビジョンを描くことのできる夢想家であるとともに、それを人々に共感してもらうための発信能力に優れていた。前例の無い赤十字運動を誕生に導くために必要なカリスマ的資質を持つ創業者であった。しかし、保身のための慎重な熟慮や地道な組織マネジメント能力には欠けていた。

モアニエは、デュナンとは正反対の冷静な現実主義者であった。赤十字運動が離陸し軌道に乗るためには、革命家や発明家のような資質を持つデュナンと、実務家や政治家のような資質を持つモアニエの組み合わせによる協働が不可欠であった。

デュフルは、人道的精神と寛容な人格に対して国内外から尊敬を集めるスイスの英雄将軍であった。彼の存在によって五人委員会は信用を勝ち得、各国軍部を納得させることができた。赤十字誕生における協働関係において、デュフルは自身の名誉や信用とその重みを組織にもたらし、余人をもって代え難い独自の貢献をした。

アッピアは、戦傷外科の権威として戦場を駆け巡り五人委員会に知識や情報をもたらすとともに、各国の軍医に対しても信用度や説得力のあるメッセージを示すことに貢献した。戦場救護に関する専門性や現実性のある見識を持つアッピアは、五人委員会における協働関係において得難い存在であった。

モノアールは、苦勞人であるがゆえ、上流階級の人びとが持ち合わせていない庶民感覚を持っていた。それゆえ、他のメンバーと異なり、モノアールだけが一般大衆の視点から意見を出すことができた。ユーモアを備えた明るく思慮深いモノアールが五人委員会の中に居てくれたのは、デュナンとモアニエの緊張関係でぎすぎすしがちな場を和ませて建設的な空気を維持していくために必要であった。

五人委員会のメンバーたちは、それぞれの特徴や専門能力を適切に活かしながらお互いに補完し合うことによって、協働体の分業活動を円滑に機能させ、奇跡的とも言えるごく短期間のうちに赤十字運動の誕生を導いた。

3-5. 第4の“きょうどう”：教導（Communication）

3-5-1. 定義

大勢の人びとが協働を営んでいくためには、情報の伝達と共有、すなわちコミュニケーションが不可欠である¹⁹⁴。

「教える」という言葉には、コミュニケーションの異なる二つの側面が含まれている。まず、第一に、tellあるいはinformの意味での「教える」である。事実や真実について教えてあげるというのはこれに該当する。第二に、teachの意味での「教える」である。協働体では、このように成員同士が二つの意味で「教え合う」という行為が連鎖していくことが必要である¹⁹⁵。

また、コミュニケーションとは、単に文章や会話など言葉を会しておこなわれるものだけを指すのではなく、「態度や行動で示す」という非言語コミュニケーションをも含むことに留意しておかなければならない¹⁹⁶。

そして、協働体および協働体では、理念・価値観・信念体系・行動規範といった種類のメタ知識・メタ情報を共有していかなければならない。そのためには、単に事実情報を伝えるだけの「説明型コミュニケーション」では不十分であり、「認知→理解→確信→共感」という流れの「説得・共感型コミュニケーション」、すなわち「導き合う」タイプのコミュニケーションがおこなわれる必要がある¹⁹⁷。

さらに、「導き合う」ためには、導く側の人間が2つの“かがみ”の役割を演じることが望まれる。第一に、コミュニケーションの相手の今の姿を映す「鏡（かがみ mirror）」の役割である。第二に、あるべき姿を映す「鑑（かがみ paragon）」の役割である¹⁹⁸。

このように、協働体および協働体において、「教え合う」「導き合う」というコミュニケーションがおこなわれることを、「第4の“きょうどう”」と位置付け、「教導（Communication）」と呼ぶ¹⁹⁹。

3-5-2. 教え合う

3-5-2-1. 五人委員会（国際委員会）内部での教え合い

五人委員会の出発点は、1862年11月に行われたデュナンとモアニエの会談である。ここでモアニエは「デュナンが自分自身の提案を実行に移すための具体策や方略をほとんど持ち合わせていない」ことを知り、自分であれば「デュナンの提案を具体化するための手助けできるのではないか」と考えた。後には、デュナンとモアニエは時に鋭く対立することもあったが、互いに情報や知識を教え合い、相互補完関係を築こうとする気持ちを持っていたことが確認できる。

また、ジュネーブ公益福祉協会は、デュナンとモアニエの2名に加えて、「総会でこの件について積極的に発言した3名」も五人委員会の委員に指名した。この事実からも、デュフル、アッピア、モノアールという3名も臆せず堂々と人前で自分の意見を述べるタイプであることが推測される。

1863年2月17日に開催された五人委員会の最初の会合では、委員会を「恒久的な国際委員会」に名を改めて存続させることをいきなり決めた。また、デュフルは軍部の反発を懸念する意見を述べ、モノアールは一般大衆から支持を得ることの重要性を指摘した。これらのことも五人委員会では、多様な視点を持ち寄り、大胆で建設的な議論が最初から行われていたことの傍証となる。

また、五人委員会発足前の話ではあるが、「デュナンが『ソルフェリーノの思い出』を執筆する際、アッピアは医学用語や医療機器などについて戦傷外科の視点から助言」を与えている。このような専門家としての助言や知識提供は、五人委員会でも日常的に行われていたであろうと当然考えられる。

1864年の第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュ

タイン戦争に、五人委員会はアッピアをプロイセン王国軍に、オランダのヴァン・デ・ヴェルデ將軍をデンマーク帝国軍に派遣して視察をおこなった。視察者兩名の報告を受けたモアニエは「どんな考えや会議よりも、これらの経験は我々の欠陥を明らかにし、改善すべき多くのことを教えてくれた」と回想している。これも教え合う行為の一例として確認できる。

3-5-2-2. 五人委員会（国際委員会）と各国との間での教え合い

1863年の赤十字規約の決議後、各国では「負傷者救護のための国内委員会」という名の救護社、のちの各国赤十字社の設立に向けて動き出した。この時、五人委員会から矢継ぎ早の奨励や要請が各国に送られた。これは国際間の教え合いの一例であろう。

先に述べた、1864年の第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン戦争における視察派遣においても、アッピアとヴァン・デ・ヴェルデは、両軍に対して救護社への理解を求める活動をおこなった。これも働きかけという名の教え合いであろう。

3-5-2-3. モアニエがこだわった機関紙の編集権や発行権

ここで多少余談になるが、モアニエがこだわったコミュニケーション手段について言及しておきたい。以下のように、モアニエは、報告書や紀要といった機関紙の編集権や発行権に異様とも言える執着を見せた。恐らく彼は、自分自身の方針や計画を組織に行き渡らせるため、すなわち「教え合う」というよりは一方的に「教える (inform と teach)」ために有効な手段を一手に握ることが政治的に重要であることを熟知していたのであろう。

1858 年、モアニエを編集責任者として、『ジュネーブ公益福祉協会会報』第 1 号が発行された。4 半期毎のこの報告書の発行を、彼は永年にわたって続けた。彼の考え方や方針を組織に行き渡らせるための手段として重視していたことがうかがえる。

赤十字国際委員会は 1869 年 10 月に『国際赤十字社紀要』第 1 号を出版し、それ以降毎年 4 回の発行を続けた。総裁であったモアニエは、自ら編集を担当するとともに主要な寄稿者であり続けた。結局、その後およそ 30 年にわたって紀要の出版業務はモアニエがほぼ単独で担うことになった。

3-5-3. 導き合う

3-5-3-1. デュナンという「鏡（かがみ mirror）」と「鑑（かがみ paragon）」

デュナンは、著書『ソルフェリーノの思い出』において「読んでいる者たちの心を抉るような悲惨な状況をあえて長大な文章で克明に綴った」。「悲惨な状況を各国の指導者や市民たちに対して胸に突き刺さるような強い衝撃を持って自分事として受け止めてもらうため」であった。これはまさに、今の姿を映す「鏡（かがみ mirror）」の役割をデュナンが果たしたのだと解釈することができる。

五人委員会発足後、デュナンは『ソルフェリーノの思い出』を改めて各国に配り、「この本の訴えや提案への理解と賛同を求める手紙を各国有力者に向けて送り続けた」。その結果、「多くの国々から共感や賛同の返信が寄せられた」。

デュナンは、1863 年のジュネーブ国際会議への招聘に対するフランス陸軍省の否定的な回答を受け取ると、「文書だけで理解と協力を求めることには限界があることを覚り、各国の要人たちに

直接面会して説得する必要がある」と考え、実行に移した。

ベルリンを訪れたデュナンは、オランダの軍医バスティングと面会した。そこでの会話によって、「デュナンは、救護組織の中立性を保障することが持つ重要性と、この点こそが『ソルフェリーノの思い出』で訴えた提案の核心であることについて改めて強く気付かされる」ことになった。

これが「軍の衛生要員と篤志救護員に中立的地位を与える」ためのベルリン提案が世に出るきっかけとなった。この二人の対話こそが、「導き合う」コミュニケーションの最高の事例である。

なお、バスティングは 1864 年のジュネーブ外交会議でベルリン提案が議題に取り上げられなかったことを怒り、採択するよう強く求めた。あるべき姿を写す「鑑（かがみ paragon）」の役割を、この時はバスティングが演じていたことになる。

このように、デュナンは、あるべき姿を映す「鑑（かがみ paragon）」の役割を果たしながら、人々と「導き合う」ためのコミュニケーションを行っていた。

3-5-3-2. その他の「鏡（かがみ mirror）」と「鑑（かがみ paragon）」

モアニエに関しては、事例記述の中に「導き合う」コミュニケーションに該当する内容は特に見当たらない。また、デュナン追放のくだりに窺える冷酷とも執拗とも取れる仕打ちを見る限り、本稿の記述の及ぶ範囲においては、彼を「鑑（かがみ paragon）」と呼ぶことは控えておく。

スイスの英雄デュフル將軍についても、特段の事例記述はないものの、五人委員会（国際委員会）の総裁として、その存在自体が「鑑（かがみ paragon）」の役割を果たしていたのは間違いないだろう。国の英雄としての実績や評価において

申し分ないだけでなく、彼の人道的精神と寛容さは広く国内外から慕われていたからである。

1864年の第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン戦争においてプロイセン王国軍に派遣されたアッピアは、「赤十字腕章をつけて病院や救護所を訪問し、自ら治療にあたるとともに、軍に対して救護社への理解を求める活動をおこなった」。これはまさに率先垂範の「鑑（かがみ paragon）」の役割を戦地で果たしていたことになる。

南北戦争時のアメリカ合衆国におけるボランティア救護組織の活動について調査を行なったモノアールは、民間ボランティア組織による負傷兵救護活動に頑なに反対しているヨーロッパの軍人たちに次のように訴えた。「アメリカでは、民間の医師や看護者、衛生資材、食糧が戦場で有効に機能し、兵士たちに敬意をもって受け入れられている。ヨーロッパの軍人たちは、無意識のうちに軍服に誇りを持ちすぎ、民間の看護者に偏見を持っているのではないか」。

この発言では、民間救護社の活動に無理解なヨーロッパ軍人の姿を「鏡（かがみ mirror）」に写し、それと対照的に軍隊と民間人が融合して活動を行っているアメリカの姿を「鑑（かがみ paragon）」として写し出している。まさに理想的な「導き合う」コミュニケーションのお手本と言って良い。

プロイセン王国のアウグスタ王妃は、戦勝記念に招いたデュナンを、「赤十字の腕章を着けて」出迎えた。そして、『ソルフェリーノの思い出』を読んで以来、自分はデュナンの信奉者であり、コレラの危険をかえりみず、負傷兵の看護に向くことを自らの使命と考えるようになった」と語りかけた。五人委員会のメンバーからは外れてしまうが、ここにも「鑑（かがみ paragon）」の姿が存在していたことを、あえて記しておかずに

はいられない。

3-5-4. 本項のまとめ

五人委員会のメンバーは、人前で堂々と意見を述べるタイプであり、委員会では多様な視点を持ち寄り、大胆で建設的な議論が行われていた。デュナンとモアニエも当初から互いに情報や知識を教え合い、相互補完関係を築こうとしていた。また、戦争視察などの報告から改善すべき多くのことを学んでいた。「教え合う」コミュニケーションが活発に行われていたことがうかがわれる。

五人委員会（国際委員会）と各国との間においても、各国赤十字社の設立促進やその活動に対する理解を得るために、国際間の「教え合い」が行われていた。

デュナンは、『ソルフェリーノの思い出』での描写に見られるように、今の姿を映す「鏡（かがみ mirror）」の役割を果たしていた。その後、各国有力者に書簡を送ったり、直接面会したりすることなどを通じて、「鑑（かがみ paragon）」の役割も果たしていた。とくに、オランダの軍医バスティングとのベルリン提案をめぐる対話は、「導き合う」コミュニケーションの最高の事例である。

デュフル、アッピア、モノアールといった五人委員会のメンバーたちも、「鏡（かがみ mirror）」や「鑑（かがみ paragon）」の役割を演じつつ、「導き合う」コミュニケーションを行っていたことが推測あるいは確認された。

3-6. 本節のまとめ

3-6-1. 第1の“きょうどう”：共同 (Community)

赤十字運動がスイスのジュネーブで生まれた理由は、人道的精神の醸成とその実践的行動が尊ばれ、周囲からの支援を受けやすいカルヴァン主義

の共同体であったからである。国民国家の成立によって、自国に赤十字社を設立するというアイデアに一般国民からの賛同が得られやすくなった。「人道と文明」という価値を共有することができれば、「人類社会」という共同体を成立させることができるというデュナンの構想には地球規模の共同体概念が含まれていた。

3-6-2. 第2の“きょうどう”：協同 (Cooperation)

五人委員会は、国際規模の共同体を視野に入れた「国際委員会」という協同体を自らの手で作り上げた。国際赤十字は、ピラミッド型の垂直組織ではなく、各国赤十字社という協同体が相互に繋がら合うネットワーク型の水平組織である。1863年のジュネーブ国際会議は、貢献意欲を持つ者たちが自主的に参加したので、ある種の協同体であった。

3-6-3. 第3の“きょうどう”：協働 (Collaboration)

赤十字運動が離陸し軌道に乗るためには、革命家や発明家のようなカリスマ的資質を持つデュナンと、実務家や政治家のような現実主義者の資質を持つモアニエの組み合わせによる協働が不可欠であった。五人委員会のメンバーたちは、それぞれの特徴や専門能力を適切に活かしながらお互いに補完し合うことによって、協働体の分業活動を円滑に機能させ、奇跡的とも言えるごく短期間のうちに赤十字運動の誕生を導いた。

3-6-4. 第4の“きょうどう”：教導 (Communication)

五人委員会では、多様な視点を持ち寄り、大胆で建設的な議論が行われていた。互いに情報や知識を教え合い、相互補完関係を築こうとしていた。

「教え合う」コミュニケーションが活発に行われていた。五人委員会と各国との間においても、各国赤十字社の設立や理解の促進のために、国際間の「教え合い」が行われていた。デュナン始め五人委員会のメンバーたちは、「鏡（かがみ mirror）」や「鑑（かがみ paragon）」の役割を演じつつ、「導き合う」コミュニケーションを行っていた。

3-6-5. 議論のまとめ

赤十字運動の母体となったのは、第1段階として「ジュネーブというカルヴァン主義の共同体」、第2段階として「国民国家という共同体」、そして第3段階として「人道と文明を共有価値とみならず人類社会という共同体」であった。

それら共同体における共有価値である「戦場で苦しんでいる負傷兵たちを救いたい」という願いを実現するために、「五人委員会（赤十字国際委員会）」と各国における「救護社（赤十字社）」という協同体が生み出された。

協同体が活動する時、それは分業と労働からなる協働体となる。五人委員会という協働体は見事な補完関係によって分業活動を円滑に機能させることによって、組織と活動を離陸させた。

共同体から協同体を生み出し協働体として機能させるためには「教え合い、導き合う」という「教導 (Communication)」が必要である。五人委員会のメンバーたちは「教え合う」ことはもちろんのこと、「鏡（かがみ mirror）」や「鑑（かがみ paragon）」の役割を演じることによって「導き合う」コミュニケーションを行い、赤十字運動の誕生に導いた。

改めて強調しておきたい。「共同（共有価値の増大という目的）」から「協同（目的を実現するための組織を自らの手で生み出す）」が生まれ、

そこから「協働（目的実現のためにともに力を合わせて働く）」が形づくられる。そして、それらを生み出すためには、「教導（教え合い、導き合う）」が必要である。

これら4つの“きょうどう”を併せ持っていたことこそが、赤十字運動誕生のカギであり、一般の企業組織などが持ち得ないコミュニティ志向型組織に特有の強みでもある。「自分たちが共有する目的のために、自分たちの手で組織を作り、ともに力を合わせて組織を動かすために、互いに教え合い、導き合う」からこそ、「多様性を巻き込んだ自発性」と「内発型の貢献意欲」によって巨大なエネルギーが生み出されるのである。

4. まとめと今後の研究

4-1. 本稿での議論のまとめ

本稿では、最初に、赤十字運動の誕生経緯に関する事例記述をおこなった。創始者デュナンの生い立ちから『ソルフェリーノの思い出』の出版、そして組織の発足から赤十字規約の決議とジュネーブ条約の締結までの歴史を、時代背景や社会状況なども交えながら詳細に記述した。

次に、「4つの“きょうどう”」の枠組みに従って事例の分析と議論をおこなった。事例に記述した過程において、共同体から「五人委員会（赤十字国際委員会）」と各国における「救護社（赤十字社）」という協働体が生まれ、五人委員会という協働体が分業活動によって組織と活動を離陸させ、彼らが教導（教え合い、導き合う）によって赤十字運動を誕生に導いたことを確認した。

その結果、これら4つの“きょうどう”を併せ持っていることが、赤十字運動誕生のカギであり、一般の企業組織などが持ち得ないコミュニティ志向型組織に特有の強みでもあるという主張を得た。

4-2. 今後の研究

今後の研究では、4つの“きょうどう”の枠組みを用いながら、主として日本赤十字社を対象にして、個別かつ詳細に歴史的ならびに経営的な事例研究を行なっていくことにする。続く第3部では、日本赤十字社の誕生経緯に焦点を当てて記述と分析を行う。

謝 辞

長期間にわたって赤十字関係者や日本赤十字社の役職員の方々から数々の助言を受け、情報を提供していただいている。とりわけ日赤理事の堀乙彦氏からは一方ならぬ多大な支援と協力をいただいている。記して感謝の意を表したい。

参考文献

- アンリー・デュナン著（1862）、木内利三郎訳（1969、2011）『ソルフェリーノの思い出（初版：1969、新装版：2011）』日赤サービス。
- フランソワ・ブニョン著（2010）、廣渡太郎訳（2020）『赤十字と国際法の推進者 ギュスターフ・モアニエ伝』日本赤十字国際人道研究センター。
- ピエール・ボワシエ著（1974）、廣渡太郎訳（2018）『赤十字の創始者 アンリー・デュナン伝 赤十字はこうして生まれた』日本赤十字国際人道研究センター。
- 井上忠男（2015）『戦争と国際人道法：その歴史と赤十字の歩み』東信堂。
- 北野進（2003）『赤十字のふるさと：ジュネーブ条約をめぐる』雄山閣。
- 黒沢文貴・河井利修（2009）『日本赤十字社と人道援助』東京大学出版会。
- 小池政行（2010）『「赤十字」とは何か：人道と政治』藤原書店。
- 榊居隆・森正尚（2018）『第二版 世界と日本の赤十字：世界最大の人道支援機関の活動』東信堂。
- 森田正隆（2019）「城南信用金庫の経営研究(1)コミュニティ志向型組織と4つの“きょうどう”」『経済研究』第158号、pp. 15-26、明治学院大学経済学会。

- 森田正隆（2020）「城南信用金庫の経営研究(2)信用金庫という協同組織の原点と本質」『経済研究』第 159 号, pp. 1-40, 明治学院大学経済学会.
 森田正隆（2023）「日本赤十字社の経営研究(1)一人道支援機関と 4 つの“きょうどう”」『経済研究』第 165 号, pp. 85-100, 明治学院大学経済学会.

注

- 1 北野（2003, p. 14）
<https://www.jrc.or.jp/about/naritachi/origin/>
<https://jp.icrc.org/about/humanity/>
<https://www.icrc.org/en/our-history>
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュナン>
- 2 榊井ほか（2018, pp. 6-7）
 北野（2003, p. 14）
 井上（2015, p. 32）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/プロテスタント>
- 3 <https://ja.wikipedia.org/wiki/プロテスタントイイズムの倫理と資本主義の精神>
- 4 榊井ほか（2018, pp. 6-7）
 北野（2003, p. 14）
 井上（2015, p. 32）
 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, pp. 21-23）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/プロテスタント>
- 5 榊井ほか（2018, pp. 6-7）
 北野（2003, pp. 26-27）
 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 22）
- 6 榊井ほか（2018, p. 7）
 北野（2003, p. 14, 27）
- 7 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 22）
- 8 榊井ほか（2018, p. 8）
- 9 榊井ほか（2018, p. 9）
- 10 榊井ほか（2018, p. 9）
 黒沢ほか（2009, p. 5）
- 11 榊井ほか（2018, p. 9）
 黒沢ほか（2009, p. 5）
- 12 榊井ほか（2018, pp. 9-10）
 小池（2010, p. 18）
 黒沢ほか（2009, p. 5）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/フローレンス・ナイチンゲール>
- 13 榊井ほか（2018, pp. 9-10）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/フローレンス・ナイチンゲール>
- 14 北野（2003, p. 17）
- 15 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, pp. 62-63），筆者が抜粋し一部改変
- 16 北野（2003, p. 14）
 榊井ほか（2018, p. 10）
- 17 榊井ほか（2018, pp. 10-11）
 井上（2015, pp. 33-34）
 北野（2003, p. 29）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュナン>
- 18 榊井ほか（2018, pp. 10-11）
 井上（2015, pp. 33-34）
 北野（2003, p. 29）
 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 25）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフル>
- 19 榊井ほか（2018, p. 11）
 井上（2015, p. 27）
- 20 榊井ほか（2018, p. 11）
 井上（2015, p. 27）
 デュナン著・木内訳（2011, p. 11）
- 21 榊井ほか（2018, pp. 11-12）
 井上（2015, pp. 27-29）
- 22 榊井ほか（2018, pp. 11-13）
 井上（2015, pp. 27-29）
 黒沢ほか（2009, pp. 1-2）
- 23 榊井ほか（2018, pp. 12-13）
 井上（2015, pp. 28-29）
 北野（2003, pp. 16-18）
 黒沢ほか（2009, pp. 1-2）
- 24 榊井ほか（2018, pp. 12-13）
 井上（2015, pp. 28-29）
 北野（2003, pp. 16-18）デュナン（1862）木内訳（1969, 2011, p. 39）
- 25 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 39），筆者が抜粋し一部改変
- 26 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 39），筆者が抜粋し一部改変
- 27 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 30）
- 28 北野（2003, p. 17）
 井上（2015, p. 28）
 小池（2010, pp. 38-39）
- 29 榊井ほか（2018, pp. 13）
 小池（2010, p. 16）
- 30 デュナン（1862）木内訳（1969, 2011）
- 31 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 14），筆者が抜粋し一部改変
- 32 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 24），筆者が抜粋し一部改変
- 33 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 25），筆者が抜粋し一部改変
- 34 デュナン著（1862）木内訳（1969, 2011, p. 25），筆者が抜粋し一部改変

- 35 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 26),
筆者が抜粋し一部改変
- 36 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 26),
筆者が抜粋し一部改変
- 37 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 26),
筆者が抜粋し一部改変
- 38 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 28),
筆者が抜粋し一部改変
- 39 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 34-
35), 筆者が抜粋し一部改変
- 40 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 34-
35), 筆者が抜粋し一部改変
- 41 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 34-
35), 筆者が抜粋し一部改変
- 42 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 34-
35), 筆者が抜粋し一部改変
- 43 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 60),
筆者が抜粋し一部改変
- 44 榊井ほか (2018, pp. 13-14)
井上 (2015, pp. 29-30)
黒沢ほか (2009, p. 2)
北野 (2003, p. 31)
- 45 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 61),
筆者が抜粋し一部改変
- 46 榊井ほか (2018, pp. 13-14)
井上 (2015, pp. 29-30)
黒沢ほか (2009, p. 2)
北野 (2003, p. 31)
- 47 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 61)
- 48 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 61),
筆者が抜粋し一部改変
- 49 榊井ほか (2018, pp. 13-14)
井上 (2015, pp. 29-30)
黒沢ほか (2009, p. 2)
北野 (2003, p. 31)
- 50 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 61),
筆者が抜粋し一部改変
- 51 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 66)
- 52 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 61-
62), 筆者が抜粋し一部改変
- 53 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 62),
筆者が抜粋し一部改変
- 54 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 65),
筆者が抜粋し一部改変
- 55 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 66),
筆者が抜粋し一部改変
- 56 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 66-
67)
- 57 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 66-
67), 筆者が抜粋し一部改変
- 58 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, pp. 66-
67), 筆者が抜粋し一部改変
- 59 デュナン著 (1862) 木内訳 (1969, 2011, p. 67),
筆者が抜粋し一部改変
- 60 榊井ほか (2018, pp. 13-14)
井上 (2015, pp. 29-30)
黒沢ほか (2009, p. 2)
北野 (2003, p. 31)
- 61 榊井ほか (2018, pp. 13-14)
井上 (2015, pp. 29-30)
黒沢ほか (2009, p. 2)
北野 (2003, p. 31)
- 62 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 31-32)
- 63 井上 (2015, p. 30)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 32-33)
- 64 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 33)
- 65 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 34)
- 66 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 35)
- 67 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 35)
井上 (2015, p. 31)
- 68 北野 (2003, p. 18)
井上 (2015, p. 31)
- 69 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 10-12)
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ](https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ)
https://en.wikipedia.org/wiki/Gustave_Moynier
- 70 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 10-11)
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ](https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ)
https://en.wikipedia.org/wiki/Gustave_Moynier
- 71 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 10-11, 15)
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ](https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ)
https://en.wikipedia.org/wiki/Gustave_Moynier
- 72 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 13-16)
- 73 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 17-19)
- 74 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 19-21)
- 75 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 21)
- 76 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 21-24)
[https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ](https://ja.wikipedia.org/wiki/ギユスターヴ・モア
ニエ)
https://en.wikipedia.org/wiki/Gustave_Moynier
- 77 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 65-66)
- 78 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 25)
- 79 [https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_
Dufour](https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_
Dufour)

- <https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフェール>
井上 (2015, p. 34)
- 80 https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_Dufour
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフェール>
井上 (2015, p. 34)
- 81 https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_Dufour
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフェール>
井上 (2015, p. 34)
- 82 https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_Dufour
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフェール>
井上 (2015, p. 34)
- 83 https://en.wikipedia.org/wiki/Guillaume_Henri_Dufour
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アンリ・デュフェール>
井上 (2015, p. 34)
- 84 井上 (2015, pp. 34-35)
- 85 井上 (2015, p. 35)
- 86 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
- 87 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
井上 (2015, p. 36)
- 88 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
井上 (2015, p. 37)
- 89 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
- 90 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
- 91 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
- 92 https://en.wikipedia.org/wiki/Louis_Appia
<https://museeprotestant.org/en/notice/louis-appia-1818-1898-pionnier-de-lhumanitaire/>
井上 (2015, p. 37)
- 93 <https://museeprotestant.org/en/notice/louis-appia-1818-1898-pionnier-de-lhumanitaire/>
- 94 https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf>
- 95 https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf> 井上 (2015, pp. 35-36)
- 96 <https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf>
- 97 <https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf>
- 98 <https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf>
- https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
- 99 https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf> 井上 (2015, p. 36)
- 100 https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf> 井上 (2015, p. 36)
- 101 https://en.wikipedia.org/wiki/Théodore_Maunoir
<https://international-review.icrc.org/sites/default/files/S0020860400018003a.pdf>
- 102 榊井ほか (2018, pp. 16)
井上 (2015, pp. 31-32)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 35-37)
ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 45)
- 103 井上 (2015, pp. 31-32)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 37)
- 104 井上 (2015, pp. 32, 39)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 37)
- 105 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 37)
井上 (2015, pp. 39-40)
- 106 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 37-38)
井上 (2015, pp. 40-42)
- 107 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 38)
井上 (2015, pp. 40-41)
- 108 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 38-39)
井上 (2015, p. 41)
- 109 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 39-40)
井上 (2015, pp. 41-42)
- 110 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 40)
- 111 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 40-41)
井上 (2015, p. 42)
- 112 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 40-41)
井上 (2015, p. 42)
- 113 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 41)
井上 (2015, pp. 42-43)
- 114 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 42)
井上 (2015, p. 43)
- 115 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 42-43, 47)
井上 (2015, pp. 43-45)
- 116 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 43-45)
- 117 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 42)
井上 (2015, p. 44)
- 118 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 42-43, 46)

- 井上 (2015, p. 43)
- 119 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 46-47)
- 120 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 48-49)
井上 (2015, p. 45)
<https://ja.wikipedia.org/wiki/赤十字社>
- 121 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 48-49)
井上 (2015, pp. 45-46)
ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 45)
- 122 <https://ja.wikipedia.org/wiki/第二次シュレースヴィヒ=ホルシュタイン戦争>
井上 (2015, p. 49)
- 123 井上 (2015, p. 49)
- 124 井上 (2015, p. 50)
- 125 井上 (2015, p. 50)
- 126 井上 (2015, p. 50)
- 127 井上 (2015, pp. 51-52)
- 128 井上 (2015, pp. 51-53)
- 129 井上 (2015, p. 53)
- 130 井上 (2015, pp. 53-54)
- 131 井上 (2015, pp. 53-54)
- 132 井上 (2015, pp. 54-55)
- 133 井上 (2015, p. 55)
- 134 井上 (2015, p. 55)
- 135 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 49)
ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 45-46)
井上 (2015, p. 56)
- 136 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 46-47)
- 137 井上 (2015, p. 46)
- 138 井上 (2015, p. 46)
- 139 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 49-50)
- 140 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 50-51)
井上 (2015, p. 56)
- 141 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 51-52)
- 142 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 52)
井上 (2015, pp. 56-57)
- 143 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 52)
井上 (2015, p. 60)
- 144 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 53)
井上 (2015, pp. 57-58)
- 145 井上 (2015, pp. 57, 60)
- 146 井上 (2015, pp. 61-62)
- 147 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 53-56)
- 148 榊井ほか (2018, p. 14)
- 149 小池 (2010, p. 20)
井上 (2015, p. 25)
- 150 榊井ほか (2018, p. 14)
- 151 榊井ほか (2018, p. 14)
- 152 榊井ほか (2018, p. 14)
- 153 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 56-57)
- 154 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 57)
- 155 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 51-52)
- 156 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 51-52)
- 157 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 53)
- 158 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 53)
- 159 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 53-54)
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アウグスタ・フォン・ザクセン=ヴァイマル=アイゼナハ>
https://en.wikipedia.org/wiki/Augusta_of_Saxe-Weimar-Eisenach
- 160 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 54-55)
- 161 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 55)
- 162 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 56)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 60)
井上 (2015, pp. 62-63)
- 163 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 56)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 60)
井上 (2015, pp. 63)
- 164 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 56)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 60)
井上 (2015, pp. 63)
- 165 井上 (2015, pp. 63)
- 166 井上 (2015, pp. 63)
- 167 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 57-58)
- 168 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 58)
https://en.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
- 169 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 58-59)
ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, pp. 60-62)
井上 (2015, pp. 64)
- 170 ブニヨン著 (2010), 廣渡訳 (2020, p. 61)
- 171 https://en.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
- 172 井上 (2015, p. 64)
- 173 井上 (2015, pp. 64-65)
- 174 井上 (2015, p. 65)
ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 13-14)
- 175 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, p. 13)
- 176 ボワシエ著 (1974), 廣渡太郎訳 (2018, pp. 15-17)
井上 (2015, p. 65)

- 177 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, pp. 17-18）
- 178 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 18）
- 179 https://en.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
https://fr.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
- 180 https://en.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
https://fr.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
- 181 井上（2015, p. 65）
- 182 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, p. 19）
- 183 ボワシエ著（1974），廣渡太郎訳（2018, pp. 18-19）
https://en.wikipedia.org/wiki/Henry_Dunant
- 184 森田（2019, 2020）
- 185 森田（2019, 2020）
- 186 森田（2019, p. 18）
- 187 森田（2019, p. 18）
- 188 森田（2019, p. 18）
- 189 森田（2019, p. 18）
- 190 森田（2019, p. 18）
- 191 森田（2019, pp. 18-19）
- 192 森田（2019, pp. 18-19）
- 193 森田（2019, pp. 18-19）
- 194 森田（2019, p. 19）
- 195 森田（2019, p. 19）
- 196 森田（2019, p. 19）
- 197 森田（2019, p. 19）
- 198 森田（2019, p. 19）
- 199 森田（2019, p. 19）